令和元年度第４回　地域連携推進機構運営会議　議事次第

日　時：令和元年５月１７日（金）　１０：００～１２：００

場　所：本部管理棟 ２階 第二会議室

【議題】

＜審議事項＞		資料番号
1	２０１９年度地域協働プロジェクト推進事業（継続分）の審査について	審議１
2	国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程の改正及び商業登記許可手続きについて	審議２
3	九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金（ギャップ資金）の審査について	審議３
4	研究推進機構（研究企画室）との連携について	資料無し
5	地域連携推進機構が実施する公開講座の企画について	審議５
6	その他	
＜報告事項＞		
1	２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業への提案について	報告１
2	令和元年度産学官金共同研究スタートアップ支援事業の公募について	報告２
3	令和元年度琉球大学ブランド商品開発支援事業の公募について	報告３
4	第１回 琉大未来共創フォーラムの開催について	報告４
5	各室･部門の当面の活動予定（主要事項）について	報告５
6	その他	

※参考資料

- 地域連携推進機構運営会議 委員名簿（平成３１年４月１日時点）（参考資料１）
- 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則（参考資料２）
- 地域連携推進機構運営会議 座席表（参考資料３）

※今後の日程（予定）

- 第５回 … ６月１４日（金） １４：００～１６：００　於：本部管理棟 ２階 第二会議室
- 第６回 … ７月１２日（金） １０：００～１２：００　於：本部管理棟 ２階 第二会議室
- 第７回 … ９月１３日（金） １４：００～１６：００　於：本部管理棟 ２階 第二会議室

平成３１（令和元）年度第１回 地域連携推進機構運営会議
議事要旨（案）

日　時: 平成３１年４月２５日（木）　１０：３０～１２：１４
場　所: 大学本部棟４階　第一会議室
出席者: 生窪　潔（機構長）、竹村　明洋（副機構長 兼 産学官連携部門長）、背戸 博史（地域連携企画室長 兼 生涯学習推進部門長）、小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域連携企画室 特命准教授）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授（併任））、眞榮平 孝裕（産学官連携部門 教授(併任)）、新田 早苗（総合企画戦略部長）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）
欠席者: 島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）
陪席者: 大城 光雄（課長代理(併)企画係長）、赤嶺 雅哉（地域連携推進係長）、與儀 あゆみ（産学連携推進係長）、金城 まなみ（企画係主任）、田頭 明子（地域連携推進係主任）、照喜名 佑悟（企画係員）、宮平 知佳子（地域連携推進係員）、天願 翔太（産学連携推進係員）

※審議に先立ち、３月１８日開催の平成３０年度第１５回運営会議の議事要旨案について確認があり、了承された。

＜審議事項＞
議長から、次の１０件の事項について機構の今後の対応について審議を行う旨提案があり、各担当から説明の上、審議を行った。

１．委託非常勤講師の委嘱について
竹村部門長から、資料（審議１）に基づき委嘱について説明があった。
審議の結果、原案どおり委嘱を行うことが了承された。

２．地域協働プロジェクト推進経費について
背戸室長から、資料（審議２）に基づき、２０１９年度の継続事業の選考について説明があった。
審議の結果、提案のとおり、拡大企画室会議で継続事業候補を４件選定することが了承された。

３．２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業について
背戸室長から、資料（審議３）に基づき、企画室から提案する２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業への申請３件について説明があった。
主な意見は以下のとおり。

・「地域資源」という言葉には「技術」が含まれていないように見受けられがちである。工学部等の持つ技術も含まれるような表現にしてはどうか。（瀬名波教授）

・スタートアップ支援事業に 10,000 千円は高いという印象を受ける。他事業とのバランスも考慮するべきではないか。（瀬名波教授）
・共同研究については、研究推進機構との調整も必要ではないか。（新田総合企画戦略部長）

審議の結果、企画室において、提案事業を再度調整することとなった。

４．地域連携支援体制構築強化経費について
背戸室長から、資料（審議４）に基づき、説明があった。
審議の結果、原案どおり了承された。

５．ギャップ資金の学内公募について
竹村部門長から、資料（審議５）に基づき説明があった。
審議の結果、原案どおり了承された。

６．地域志向活動トライアル経費による正課科目における地域志向取組の学内公募について
背戸室長から、資料（審議６）に基づき、説明があり、引き続き、小島特命准教授から補足説明があった。
審議の結果、原案どおり了承された。

７．地域連携推進機構が実施する公開講座の企画について
背戸室長から、資料（審議７）に基づき、説明があった。
審議の結果、原案どおり了承された。

８．追加の公開講座・公開授業について
背戸室長から、資料（審議８）に基づき、説明があった。
審議の結果、原案どおり了承された。

９．平成３０年度プロジェクトシートについて
各室・部門長から資料（審議９）に基づき、説明があった。
主な意見は以下のとおり。

・２０１９年度は４年終了評価に向けての大事な年度にあたる。もう一度、記載や評価を精査の上、自己・点検評価委員会を開催したい。（牛窪機構長）

審議の結果、適宜修正を加えることで了承された。

１０．戦略的重点配分経費を活用した取組の成果報告書について
背戸室長から、資料（審議１０）に基づき、説明があった。
審議の結果、原案どおり了承された。

＜報告事項＞

議長から、次の３つの事項について機構の現状の認識と情報の共有を図るため、各担当から報告を行うよう発言があった。

１．各室･部門の当面の活動予定（主要事項）について

各室・部門から、資料（報告１）に基づきそれぞれ報告があった。

２．平成３０年度機能強化経費（アクティブシンクタンク）の執行報告について

背戸室長及び大城課長代理から、資料（報告２）に基づき報告があった。

３．平成３０年度 ICT 機器を活用した遠隔授業による教育効果等検証委員会報告書について

背戸室長から、机上配付資料に基づき報告があった。

令和元年度第２回地域連携推進機構運営会議（メール会議）

議事要旨（案）

日　時: 平成３１年５月１０日（金）（メール送信日）～５月１３日（月）（意見等期限日）

委　員: 生窪　潔（機構長）、竹村　明洋（副機構長 兼 産学官連携部門長）、背戸 博史（地域連携企画室長 兼 生涯学習推進部門長）、小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）、島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域連携企画室 特命准教授）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授(併任)）、眞榮平 孝裕（産学官連携部門 教授(併任)）、新田 早苗（総合企画戦略部長）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）

＜審議事項＞

急を要する案件であることから、議長の提案により、次の事項についてメールにより審議を行った。

１．２０１９年度地域協働プロジェクト推進経費事業（継続分）の選定（案）について

審議の結果、原案どおり了承された。

令和元年度第３回　地域連携推進機構運営会議（メール会議）

議事要旨（案）

日　時: 平成３１年５月１３日（月）（メール送信日）～５月１４日（火）（意見等期限日）

委　員: 生窪　潔（機構長）、竹村　明洋（副機構長 兼 産学官連携部門長）、背戸 博史（地域連携企画室長 兼 生涯学習推進部門長）、小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）、島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域連携企画室 特命准教授）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授(併任)）、眞榮平 孝裕（産学官連携部門 教授(併任)）、新田 早苗（総合企画戦略部長）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）

＜審議事項＞

急を要する案件であることから、議長の提案により、次の事項についてメールにより審議を行った。

１．２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業への提案について

審議の結果、原案どおり了承された。

２０１９年度地域協働プロジェクト推進事業（継続）選定

【継続事業候補（４件）】

No.	部局名	事業実施 責任者	事業名	評価	継続申請の際の付帯事項
1	教職センター	福田 英昭	離島・へき地における支援を必要とする子どもたちへの「トータル支援活動」と地域協働教育ネットワークの構築	離島の教育環境改善に向けた真摯な取組がなされてきた。構築したネットワークも壮大なものであり、目的に向け、協業体制も確立している。しかしながら自立化にはなお段階を踏む必要があり、継続して支援する必要がある。	(1) 事業の将来的な自立化の手立て、または沖縄県教育委員会や石垣市教育委員会との連携を進める手立てを取組に入れること。 (2) 本事業による成果を広く波及させる手立てを取組に入れること。
2	教育学部	岡本 牧子	ITワークショップを通じた産学連携教育モデルの構築	多くのアクターと協業体制を築き、地域課題の解決に向け有用な取組を多彩に展開している。外部資金の獲得等、自立化に向けた成熟も最終段階を迎えており、仕上げとして引き続き支援すべきと判断される。	(1) 自立化の手立てを取組に入れること。 (2) 継続の際は、地域課題の解決に向けた具体的事業（申請区分A）とすること。
3	理学部	松本 剛	星空案内人の養成と沖縄の星空を活用した地域交流	離島・へき地に新たな観光資源を創造する取組であり、星空ビジネスの創出に向け最終段階となっている。この１年を通して事業の拡大を図りながら起業のための体制整備をすることで完全な自立化が期待されることから、ビジネスモデル形成のための最終支援を行う。	(1) 起業のための将来構想を取組に盛り込むこと。 (2) 継続の際は、地域課題の解決に向けた具体的事業（申請区分A）とすること。
4	農学部	関根 健太郎	地域農業振興に資する沖縄作物保護ネットワークの基盤構築	作物保護ネットワークの構築過程において生産者との結びつきを強めるなど、当初予定を超える事業成果が得られた取組であった。継続支援により、さらなるネットワークの拡大と公的機関による事業化が期待される取組である。	(1) 継続の際は、地域課題の解決に向けた具体的事業（申請区分A）とすること。

（様式Ａ）

２０１９年度戦略的地域連携推進経費
地域協働プロジェクト推進事業（継続）申請書
（申請区分Ａ）

部局等名	教育学部	統括責任者名（部局等の長）	高良 倉成
事業名	IT ワークショップを通じた産学連携教育モデルの構築		
実施期間	令和元年６月～令和２年３月	所要額	1016 千円

事業の概要と継続の意義

昨年度は、県内の小中学校と学校教員養成機関である琉球大学、(沖縄STEM教育センターなど)が連携し、2020年度から始まる小学校プログラミング教育を想定した大学生メンター育成及びIT ワークショップを計8回実施した。必要な人材のレベルを確保するには、IT関連団体と調整しながら学内の講義や公開講座など大学の仕組みの中に小学生用プログラミング教材(micro:bit等)を用いた教育の時間を一人当たり最低でも 3～6時間程度確保する事が必要であり、県内各地でITワークショップを継続して行うには少なくとも20人程度のメンターを確保する必要があると考えられる。現在の学校現場ではWi-Fi環境の有無、セキュリティによるプログラミングソフトや教材の利用不可など環境面でワークショップができない場所もあることも明らかになった。また、県教育委員会との情報交換から県内でのロボットコンテストの継続希望やニーズなどを確認することができた。さらに、本事業のITワークショップをきっかけに、インターネット通信を利用した石垣市の八重山商工高校とのプログラミング教育連携交流を行う事ができた。これらのことから、県内でのプログラミング教育の実施に向けて、プログラミング教育ができる教員養成、大学生メンター養成、学校現場のプログラミング学習環境整備、全県的な情報共有プラットホームの構築が必要である。

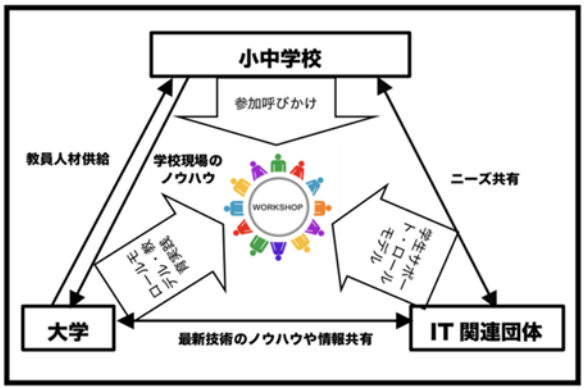

図1　本事業の活動モデル概略図

本年度の事業では、県内各地域へプログラミング教育普及の効率化を行うため、大学生と学校現場教員、教育関係者(教育委員会やICT教育支援委員など)、IT関連団体による**合同ワークキャンプを新たに開催し、学校教育課程における指導案を意識する**ことでプログラミング教育に関わる人々が、学校現場での具体的な指導イメージを持ち、それぞれの地域でプログラミング教育の拠点となることを目指す。ワークキャンプやワークショップでは、参加者同士の情報交換の場を設け、プログラミング教育の学習環境に関する課題を共有し、プログラミング教育普及の加速に繋げる。

地域課題	（記載要領） 昨年度事業の成果とそれを踏まえた進展が明確になるよう留意し、事業において解決を目指す地域課題をできるだけ具体的に記載して下さい。 １年後(2020 年)から始まる「**小学校におけるプログラミング教育」必修化への対策は、他府県と比べると沖縄県は極めて不十分であり、研修の機会も含めて、学校現場の教員が IT 関連教育プログラムに触れる機会が極めて少ない。**昨年度の活動を通して学校現場の教員に「(文科省が発行している)小学校プログラミング教育の手引きを読んだことがあるか？」と聞いたところ、ほとんどの教員は読んだことがないばかりか存在さえ知らなかった。それゆえ、同様に小学校へ新規導入される英語科・道徳科の準備は進む一方、**プログラミング教育については校内研すらままらない状態**である。また、ワークショップに参加した学校関係者や現場調査から、プログラミング学習を行える学習環境(セキュリティや PC スペックなど)の整備状況が十分でない事も明らかになった。 上述した地域課題を解決するため、本事業は、県内の小中学校と学校教員養成機関である琉球大学、子供向け IT 教育を主宰する IT 関連団体が連携し、夏休みを利用した、大学生と学校現場教員、教育関係者(教育委員会や ICT 教育支援委員など)、IT 関連団体による**合同ワークキャンプを新たに開催し、指導案まで構想する**ことでプログラミング教育に関わる人々が、学校現場での具体的な指導イメージを持つ事が重要である。教育委員会等にもワークキャンプに加わってもらうことで、学校が抱える学習環境課題(セキュリティや PC スペックで学習ソフトが使えない等)を共有してもらう必要がある。
地域課題の解決策	（記載要領） 昨年度事業の成果とそれを踏まえた進展が明確になるよう留意し、事業において継続して地域課題を解決するための方策についてできるだけ具体的に記載して下さい。 右図は文部科学省が昨年 11 月に発行した「小学校プログラミング教育の手引(第二版)」に記載されている、小学校段階のプログラミングに関する学習活動の分類である。ここでは必修化されるプログラミング教育が A～F の 6 種類の活動として想定されている。本事業昨年度の活動では、現場教員などのプログラミング経験を増やすため、ワークショップの内容は時間的な理由もあり、同図 C～F に相当するような体験的な内容にとどまっていたが、今回新たに開催する「合同ワークキャンプ」では、同図 A～D に示す学校の**教育課程を意識できるよう指導案まで構想するワークキャンプ**とする。ワークキャンプの開催に当たっては、長野県教育委員会との連携事業を行っている信州大学村松浩幸教授に指導助言、外部講師として米国 MIT media lab 村井裕美子博士研究員に協力を依頼する(MIT media lab はプログラミング教育教材ソフト Scratch を開発したチームが所属する機関である)。ワークキャンプへは、県内各教育事務所(国頭・中頭・那覇・島尻・宮古・八重山) の学校現場教員へ参加を促し、それぞれの地域における普及拠点候補となってもらうと共に、特に島尻・宮古・八重山地区では、次年度以降テレビ会議システムを利用したワークショップ開催拠点に繋げる。また、ワークショップでは大学と教育現場、教育委員会、IT 関連団体との情報交換の場をもうけ、プログラミング教育を行う環境構築に向けた課題を共有する。 合同ワークキャンプで得られる指導案を基に、校内研や先行授業、出前授業などを希望する学校へは大学と IT 関連団体が連携してサポートを行う。 また、合同ワークキャンプの活動普及も兼ねた IT ワークショップを昨年度と同様に開催する。活動場所や時期については昨年度実績に基づく活動のほか、6 月に予定されている「沖縄県公立学校教員育成協議会」を通じた県内のプログラミング教育活動状況や要望も参考にしながら行う。今年度の活動は教育学部教職センター紀要等、琉球大学学術リポジトリへ登録できる形でまとめて投稿し、プログラミング教育の準備状況を誰でも参考できるようにする。 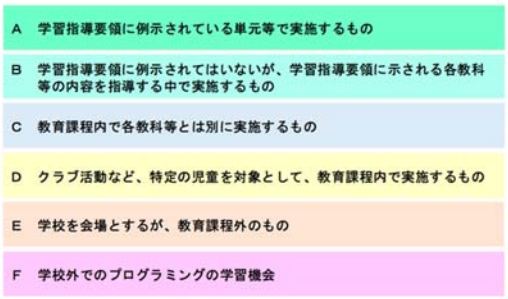 図2 小学校段階のプログラミングに関する学習活動の分類 (「小学校プログラミング教育の手引(第二版)」より抜粋)

地域課題の解決策（続き）

表 1 本年度合同ワークキャンプと IT ワークショップの主な予定

月	対象	内容	場所
6～7月	大学生	「小学校プログラミング教育」を想定した micro:bit 作品作り(情報科学演習または技術科教育法 B) *小学校プログラミング教育と技術科教員に求められること、micro:bit を用いた作品の発表など	大学内
7月	大学生 高校生	「micro:bit 等を用いた水上ロボコン対決」 (オープンキャンパス、機械工作実習Ⅰ) *石垣市八重山商工とのインターネット通信を用いたロボコン競技	大学及び八重山商工高校
8	大学生 学校現場教員 教育委員会関係者(ICT 支援員等も含む) 民間 IT 関連団体関係者	「小学校プログラミング教育必修化に向けたワークキャンプ」 *小学校プログラミング教育手引きの概要説明、学校教育課程を想定した教材開発、指導案の構想(チーム)、情報共有懇談会等	OIST シーサイド(恩納村)
9月以降	学校現場教員または小学生	「小学校プログラミング教育必修化」に向けた校内研、先行授業、出前授業等 *大学と IT 民間団体と連携して実施	各学校現場や教育事務所等
12月	沖縄県内 小中高学生 大学生 一般 教育関係者 IT 関連団体	EduTex「IT ワークショップとキャリア教育」 *県内の小・中学生、保護者、教育関係、行政などへのプログラミング教育を含めた IT 教育に関する情報およびキャリア教育の新たな視点を提供	琉球新報ホール
2月	小・中学生 一般 教育関係者	沖縄県青少年科学作品展、科学教室ブース、 「学校教員向けプログラミング体験講座」 *プログラミング教材の体験と合同ワークキャンプの内容など、プログラミング教育への準備についての普及	浦添市民体育館(予定)
3月	一般	未来共創フェアでの報告会	未定

達成目標

（記載要領）
事業を実施することによって達成される新たな目標と期待される成果を記載して下さい。

表 2 県内の教育所管区域(沖縄県教育委員会 HP より抜粋)

国頭教育事務所	伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東村、本部町
中頭教育事務所	うるま市、沖縄市、恩納村、嘉手納町、北中城村、宜野湾市、北谷町、中城村、西原町、読谷村
那覇教育事務所	浦添市、北大東村、久米島町、那覇市、南大東村
島尻教育事務所	粟国村、糸満市、南城市、八重瀬町、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、豊見城市、南風原町、与那原町
宮古教育事務所	多良間村、宮古島市
八重山教育事務所	石垣市、竹富町、与那国町

合同ワークキャンプや IT ワークショップへ、各教育事務所管轄内から最低１校の学校関係者(学校現場教員、教育委員会、ICT 支援員等)の参加してもらい、来年度以降の普及活動の地域拠点となるよう、本学と IT 民間団体と連携して活動を行う。また、沖縄県公立学校教員育成協議会を通じて、県内のプログラミング教育実施状況を調査し、学校現場や自治体、大学等教育機関の現状を明らかにする。３年後を目処に、県内の８割程度の自治体(32/41市町村)の参加を目指し、小学校プログラミング教育必修化への学校現場レベルでの対応を強化する。

事業継続の方策	（記載要領） 成果を踏まえて期間終了後の事業の継続、自立化の方策について記載して下さい（自己資金による実施や自治体・企業等の外部資金による実施など）。 IT 合同キャンプやワークショップの実施に必要な、大学生メンター育成と学校教員への研修については、来年度から新規開講する「小学校プログラミング教育概論」（前期・後期の集中講義）または新たに開講する講義等を用いて大学生・学校教員合同開催とすることで、プログラミング教材開発力を養成、学校教員や IT 関連団体向けには、その後の指導案構想や教材開発のフォローを、公開講座や教員免許更新講習などを活用して行う。 離島地域とは八重山商工情報工学科をはじめとする教育機関と連携し、ネット会議システムを利用したワークショップ参加体制を確立する。本年度は、八重山地区での利用可能な設備などを整理する。
特記事項	（記載要領） 事業の継続実施に際して特に PR すべきポイントを記載（特色、必要性、新規性、緊急性など）。 昨年度の活動を通して、本事業に加わりたい学校現場や IT 関連団体のニーズなどを実感する事ができた。本年度の活動を通して連携先との強化をはかり、離島なども含めて本事業が持続すれば、**2020 年度から小学校で必修化されるプログラミング教育への準備強化を図りつつも、キャリア教育を同時に行える県内独自の連携教育活動**となる。

（実施体制）

氏　　名(事業実施責任者に※印)	所属・職名	担当・分担
（記載要領） 【学内】		
・岡本牧子※	教育学部・准教授	取り纏め、WS 実施運営
・小野寺清光	教育学部・教授	WS 実施運営
・新垣学	教育学部・講師	WS 実施運営
【学外】		
・（一社）沖縄 STEM 教育センター	理事・飯塚 悟・宮里大八	連携先とのパイプ役
信州大学教育学部	村松浩幸・教授	連携指導助言
MIT メディアラボ(米国)	村井裕美子・博士研究員	WS 外部講師

（年間スケジュール表）

取組事項	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
・ 組織を編成し、学外と連携を開始する ・ 県内での調査を実施する(沖縄県公立学校教員育成協議会) ・ 学生と現場教員､ICT 支援員などの合同キャンプを開催 ・ ワークショップや校内研、先行授業などを実施 ・ 報告書の作成	→	→	→	→

（所要額内訳）

事業名	IT ワークショップを通じた産学連携教育モデルの構築	所要額	1016 千円

積　算　内　訳	金　額（千円）	備　　考
謝金	135	外部連携調整：飯塚悟　¥5,000×8h=40,000 連携指導助言：村松浩幸　¥5,000×3h=¥15,000 WS キャンプ指導:村井裕美子　¥5,000×12h=¥60,000 臨時雇上　　¥1,000×20h=¥20,000
旅費	551	米国ボストン⇄沖縄往復、滞在費　¥300,000 西原町⇄恩納村(OIST) 教員旅費　¥50,000 WS キャンプ受講者宿泊費(¥3,500×30 人)=¥105,000 WS キャンプ受講者交通費(¥2,000×30 人)=¥60,000 県内 WS(4 回分)教員旅費(¥3,000×3 人×4)=¥36,000
消耗品費	300	マイクロビット、その他電子パーツ周辺機器
印刷費	30	横断幕、ポスター印刷代(機器分析センター)
合　　計	1016	

（様式Ａ）

２０１９年度戦略的地域連携推進経費
地域協働プロジェクト推進事業（継続）申請書
（申請区分Ａ）

部局等名	理　学　部	統括責任者名 （部局等の長）	理学部長　　伊澤　雅子
事業名	星空案内人の養成と沖縄の星空を活用した地域交流		
実施期間	令和元年６月～令和２年３月	所要額	１，０００千円
事業の概要 と 継続の意義	沖縄全県では人口が増加しているものの、その恩恵を受けている地域は沖縄島中南部に限られ、特に北部・離島域では人口減少による深刻な過疎化・高齢化が起こっている。一方、日本の最南端に位置する沖縄では、我が国の中で１年を通して最も多くの星を観察することができ、南天の星空は他県に無い特色となっている。特に、人口減少の著しい北部・離島域では、街の灯が少なく、満点の星を観察することができるため、地域の人にとって星空は貴重な財産でもある。 そこで昨年度は、地域の資源である星空を活用し、本学理学部、及び県内の天文関係団体である､那覇市牧志駅前ほしぞら公民館､国立天文台水沢 VLBI 観測所石垣島天文台、特定非営利活動法人八重山星の会による連携のもと、地域で星空ガイドとして活動できる「星空案内人（星のソムリエ®)」を養成するための講座を開設した（「星空案内人資格認定制度運営機構」に講座開設を申請し、認可を受けたことに伴う)。沖縄県での本講座開設の意義は、上記に示すような他県に無い沖縄ならではの地域の魅力である星空に関する知識を発信し、地域の活性化に貢献出来る人材の育成を行うことにある。結果として、正規生・公開授業生・サテライト受講生合わせて計 79 名（途中参加を含む）が講座を受講し、内 34 名が「星空案内人（準案内人)」の資格を取得した。 加えて、本学が主体となって地域の人、特に小中高生（とその保護者）を対象とした星空教室や星空観望会を開催した。地域との星空に親しむ交流を行うことによって、本学で天文分野の教育・研究を行っていることを地域に周知し、以て、地域の人が沖縄の財産である宇宙・天文・星空の知識を得るために、本学を気軽に活用できる真の意味の「開かれた地の拠点」の礎を築いた。 この「地域の財産」はまた、特に本島北部域や離島地域では貴重な観光資源でもある。昼の観光である「珊瑚礁」「砂浜」「ショッピング」「琉球料理」「やんばるの森」等に加え、夜の観光として星空観望を加えることにより、観光入域者に高品質の観光プログラムを提供し、リピーターを増やす効果が期待される。特に、普段星空に接することの少ない国内大都市圏や、海外の商業地域（シンガポール、上海、香港、台北など）からの観光客にとってはなおさらである。このような場面で、英語や中国語による星空ガイドのできる人材が観光施設に常駐していると、観光サービスの付加価値がより向上することが期待される。県内リゾートホテルでも、星空案内人資格保有者が依頼を受けて星空観察会を開催し、宿泊者から好評であった事例がある（補足説明資料１参照)。また最近は、留学生を対象とした企業説明会も開催され、グローバル人材を求める企業が参加しているが､その中にはホテルなどの観光施設が多く含まれている(補足説明資料２参照)。 そこで本年度は昨年度に引続き、星空案内人養成講座を開講することと併せて、同講座の多言語化の第一歩として、学内留学生や県内在住の外国人にも門戸を開くと共に、英語版の教材を作成し、本年度の講座で活用する。以て、留学生に星空ガイドのスキルを身に付けてもらうとともに、日本人受講者についても英語での星空ガイドのスキルを身に付けてもらうことを目指す。また、近い将来の英語のみによる講座の実施の準備を行う。星空観望会についても引き続き実施するが、ここでは留学生にも声を掛け、英語での星空ガイドを目指す人材の練習の場となるよう工夫する。さらに、将来の安定的な講座の継続実施に備え、事業化に向けた関係各方面との調整（営業活動）を行う。		

地域課題	以下については、昨年度の申請書で記載し、また平成 29 年度の「ちゅらプロ」で天文サークル「スターダスト」により掲げられた地域課題も含まれるが、解決に向けて県内全域（奄美地域も対象とすることも要検討）で更なる活動を続けていく必要性があることから、再掲することとする。 ①本学では 2009 年に国立天文台と協力協定を締結し、以後同台と連携しながら天文教育を実施している。また本学は、国立天文台施設のうち沖縄県内にあって、沖縄の地の利を活かして天文分野の研究・教育・地域貢献の拠点となっている石垣島天文台の運営主体の６団体のうちの一つとなっている。しかし、本学でこのような天文に関する活動が行われていること、すなわち「琉大は沖縄県内で天文の研究・教育・普及に関わっている」「琉大に入れば天文が学べる」ことが、県内、特に近隣自治体には浸透されていない。 ②日本の最南端に位置する沖縄では、我が国の中で１年を通して最も多くの星を観察することができ、南天の星空は貴重な財産である。しかしそのことが、ごく一部の天文愛好家のみにしか知られていない。 ③潜在的に星空に関心のある小中高生は少なからず居る（観望会や宇宙教室に参加し、宇宙の姿や間近に見える月面クレーター・木星の縞模様やガリレオ衛星・土星の輪などに眼を輝かせる小中高生が多いことが、そのことを物語る）ものの、学校教育、特に理科教育で天文分野が扱われる機会は決して多くはない。また、星空教室や天体観望会などの星空に親しむイベントを提供できる人材が限られており、子どもたちが星空に接する機会は少ない。子どもたちの理科離れを食い止めるためにも、このようなイベントの頻繁な開催と、この場で適切に指導することの出来る人材の育成が必要である。 ④本島北部域や離島地域では、農業や漁業などの産業があるにも関わらず若者の域外流出が進み、人口減少が加速している。街の灯の無い（「光害」の無い）これらの地域で、南天のしかも満天の星空が地域の貴重な財産であることを、地域の人、特に地域の小中高生に誇りに思ってもらい、将来は出身地に戻って地域の特性を活かした新しいビジネスを創出するなど、地域の産業振興に貢献したいと感じてもらう環境作りを行うことが必要である。 ⑤沖縄の、特に本島北部域や離島地域でのこのような星空は、貴重な観光資源でもある。観光客の主たる宿泊先であるリゾートホテルや民泊家庭で、星空観望を主導的に実施したり、星空解説を行うことのできる知識を持つ人材の早期の育成が求められる。最近は外国人観光客が全観光入域者の３割以上を占めることから、英語など外国語による星空ガイドを行うことのできる人材の育成も必要である。 ⑥高等教育機関としての本学の存在自体は近隣自治体に知られているものの、地域の人にとって本学が未だに「敷居の高い」存在であり、本学での教育・研究活動が地域に浸透していないと云う現実がある。本学としては、「敷居の低い」教育研究組織を目指し、年１回のオープンキャンパスに加えて、可能なところから施策を進める必要がある。
地域課題の解決策	○星空案内人養成講座の継続開講 平成 30 年度は星空案内人養成講座を新規開設し、計 34 名の「星空案内人（準案内人）」が誕生した。本講座は、本学学生向けの共通教育琉大特色・地域創生科目「琉大特色・地域創生特別講義Ⅸ」として開講することと併せて、公開授業「星空案内人養成講座 in Okinawa」として開講した。また、この講座は本学の COC+事業による６サテライトキャンパスに配信され、座学授業は各サテライトキャンパスでも受講可能とし、本学から遠隔の居住者の便宜を提供した。このことにより、居住地に関係なく県内全域で活躍できる星空案内人を養成することを可能とした。結果として、那覇キャンパス６名、宮古キャンパス９名、石垣キャンパス１名、久米島キャンパス１名、大宜味キャンパス８名の受講者があり、当初の目標を充分に達成することができた。

地域課題の解決策（続き）	今年度も引き続き同様の方式で講座を開講する。なお、昨年度は開講時間の関係でサテライトキャンパスへの配信が出来ない場合があった（サテライトのある公民館の開館時間との関係があり）ため、今年度は全講義科目を全サテライトに配信できるよう、開講時間の設定を行う（補足説明資料３参照）。 〇星空案内人養成講座の多言語化に向けた取組の着手 本学で星空案内人を育成する基本理念は、①宇宙と星の科学や星文化に関する広く深い知識を身に付け、地域の人や小中高生にわかり易く伝えることができる、②天体望遠鏡の一連の操作を自力で行うことができ、また、地域の人や小中高生がこれらの操作をすることができるよう、適切な指導を行うことができる、③地理的条件、季節などを踏まえた天体観望会を自ら企画立案し、安全に配慮の上これを主導して実施することによって、地域の人や小中高生に宇宙の楽しさ感じ取ってもらうことができる、知識とスキルを有する星空案内人（準案内人を含む）を育成することであった。 本年度はこれらに加え、外国語を活用して同様の品質の星空案内ができる人材の育成を目指す。対象は星空観察に関心のある留学生だけではなく、日本人学生も含める。全国の星空案内人養成講座についても、近年外国人の受講希望者が増加し、外国語による教材の開発と講座実施の必要性が指摘されている（第 13 回星空案内人（星のソムリエ）シンポジウム、2019)。昨年度、「スターダスト」が実施した観望会にも、留学生が参加していた。 そこで、本年度はまず学内の留学生にも受講を呼び掛けるとともに、講座で講師を担当する方々には通常の日本語による教材に加えて英語版の教材の作成も依頼し、授業の際に活用する。作成された和英双方の教材は全受講者に配付する。多くの受講者は日本人であることが見込まれるが、日本人受講者には星空ガイドの英語表現のスキルも身に付けてもらうとともに、留学生にも星空ガイドが可能なスキルを身に付けてもらい、資格取得が可能な内容とする。単位認定試験問題（講義科目：「単位認定レポート」、実技科目：「単位認定チェックシート）についても、英語版を作成する。本年度の講義での基本使用言語は日本語とするが、留学生には個別に英語で質疑にも応ずることとし、各講義後には英文教材の「使い易さ」「わかり易さ」について留学生の意見を聴き、その内容も踏まえて次年度に向けて教材の改訂を行う。次年度以降は英語のみの講座も開設できるよう、準備を進めることとする。 〇近隣の自治体と連携した宇宙教室・星空観望会の実施 昨年度は７月 31 日の「火星大接近」に合わせて、理系複合棟屋上で観望会を開催したが、事前に宜野湾市・西原町・中城村の教育委員会に案内し、当日は夏休み中の小中生とその保護者を中心として約 150 名の来訪者があり､天体ショーを楽しむことに加えて、本学を身近に感じてもらえたと考えられる。今年度も同様な観望会を実施する予定である。既に４月 13 日（土）に県立糸満青少年の家で宇宙教室を実施した。次回は同じく県立糸満青少年の家で、梅雨明け後で丁度木星・土星が夕刻に同時に観望可能な７月頃の実施を計画している。 〇教員免許状更新講習の実施のための申請 教員免許状更新講習の科目の開講（新規・継続を含む）については、実施する前年度に申請を行い、文部科学省による審査を経て、開講の可否が決定される。本事業では、2020 年度の実施を目指して、小学校教員・理科教員を主対象とした選択科目「星空案内人の世界を体験」（仮題）の開講を申請する。この科目は年度前半に開講することとし、受講後、星空案内人の資格取得を希望する教員には、正規の養成講座の受講を案内する。

達成目標	本学が中心となり、これまでに県内で資格認定された正案内人・準案内人の協力も得て、定期的に宇宙教室・星空観望会を開催することにより、近隣自治体の小中高生が気軽に本学を訪問するきっかけ作りとする。そのことにより、近隣自治体と本学のつながりをいっそう強固とし、そのことを出発点として、本学の有する資源を活用した地域活性化のための事業を複数推進するための起爆剤とする。 以上の取組を通じて、「世界の共通の財産」でもある星空について、星空案内人制度の目指す品質を多言語で保証する仕組みが確立され、また特に最近増加傾向にある県内の観光施設で就職を希望する留学生にも観光プロフェッショナル人材としての素養を身に付けてもらう効果が期待される。
事業継続の方策	本事業の実施を通して、最終的には次のような役割を持つプラットフォームの構築を目指す。 ① 星空案内人養成講座を継続して開講し、星空ガイドを育成する。回数は毎年度２回（春期・秋期）とし、留学生や外国人を主対象とした英語による講座の開講も併せて実施する。 ② 講座による資格取得者のネットワークを構築し、星空ガイドに関する情報交換を推進するとともに、下記事業への人の派遣を行う。 ③ 各市町村教育委員会、県立青少年の家、公民館などの依頼を受けて、小中高生とその保護者を主対象とした宇宙教室・天体観望会を実施する。 ④ 観光協会やホテルなどの観光施設からの依頼を受けて、宿泊者を対象とした宇宙教室・天体観望会を実施する。 ⑤ 県外からの修学旅行生を対象とし、観光協会、旅行会社、民泊家庭と連携して、南の星空に親しむ天体観望会を実施する。修学旅行生の民泊を受け入れている自治体では、夜の民泊プログラムとして企画する。 ⑥ ③～⑤の事業を組織的・継続的に実施すべく、連携相手先の開拓のため、県内関係各機関を訪問し、営業活動を行う。 平成 30 年度の本事業により整備された教材・教具は、講座終了後も地域での星空に親しむイベント（宇宙教室、天体観望会など）に活用されており、本年度以降の講座にも引き続き活用される。新プラットフォームが構築された際にはこれらの教材・教具を引き継ぎ、有効活用される。
特記事項	本事業は、地域の人が星空と云う地域の財産に親しむのみならず、宇宙に関する知識の普及により地域の人が付加価値を得ることを目的とし、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館、石垣島天文台、特定非営利活動法人八重山星の会との連携により県内の天文関係者の総力を結集してこの事業を実現させることに、その特色がある。 星空案内人養成については、これまで平成 20～29 年度の間、那覇市の補助事業として、那覇市の牧志駅前ほしぞら公民館で資格認定講座を実施しており、計 13 人の（正）案内人、計 282 人の準案内人を輩出して来た。しかしながら、平成 29 年度で実施が打ち切りとなったため、同公民館より本学に継承して欲しい旨要請があり、本学が推進する地域志向型リーダー育成教育プログラムの一環として、公開授業の形式で実施する計画である。 県内で既に実績のある講座を本学で実施、しかも６サテライトキャンパスも活用して実施することにより、受講対象者としては、これまで那覇市に限られていたところ、特に星空が身近な存在である離島地域を含む全県に拡大させ、これまで以上の成果を創出することが期待される。 本事業の実施により、本学で天文を専門的に学ぶ仕組み（天文学科、或いは天文学専攻などの教育組織）の創設につながることが期待される。

補足説明資料１：リゾートホテルでの天体観望会の実施例（この資料は公表されないことを前提として添付しているため、取扱に配慮を御願い致します。）
補足説明資料２：グローバル人材（本学留学生・留学経験日本人学生）を対象とした企業説明会の実施例
補足説明資料３：星空案内人養成講座シラバス

（実施体制）

氏　　名（事業実施責任者に※印）	所属・職名	担当・分担
【学内】		
※松本　剛	理学部教授	全体総括，カリキュラム調整，講座講師
葦原　恭子	グローバル教育支援機構教授	留学生に対する募集案内，英文教材校閲
畑中　寛	地域連携推進機構特命准教授	自治体・関係団体との調整
瀬名波　任	教育学部非常勤講師、元県立高校地学教員	講座運営協力，講座講師
天文サークル「スターダスト」		講座運営協力，観望会実施
【学外】		
田端　研二	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館長	講座運営協力・講座講師
花山　秀和	国立天文台石垣島天文台施設責任者	講座運営協力・講座講師
堀内　貴史	国立天文台石垣島天文台特任研究員	講座運営協力・講座講師
通事　安夫	特定非営利活動法人八重山星の会代表理事	講座運営協力・講座講師
田代　祐子	星空案内人（正案内員）	講座・観望会運営協力
田代　直志	星空案内人（正案内員）	講座・観望会運営協力
西原町		観望会実施協力
中城村		観望会実施協力
宜野湾市		観望会実施協力
那覇市		講座広報、ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ運営
宮古島市		講座広報、ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ運営
石垣市		講座広報、ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ運営
久米島町		講座広報、ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ運営
国頭村		講座広報、ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ運営
大宜味村		講座広報、ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ運営

（年間スケジュール表）

取組事項	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
・開講に向けた地域自治体との調整、協力依頼、講師間打合せ。	←→	←→		
・次年度以降の事業化に向けた関係各方面との調整		←→	←→	←→
・開講準備、講義内容調整、日英版講義資料原稿作成。	←→	←→		
・受講生（正規生・留学生・公開授業生・サテライト生）募集。		←→		
・星空案内人養成講座開講。			←→	
・「星のソムリエ®シンポジウム」で成果報告。				←→
・地域連携イベント（未来共創フェアなど）で報告、報告書作成。				←→

（所要額内訳）

事業名	星空案内人の養成と沖縄の星空を活用した地域交流	所要額	１，０００千円

積　算　内　訳	金　額（千円）	備　　考
謝金	１８	・学生謝金　@760 円×2 人×12 時間　18 実技科目の補助
旅費	６９８	・講師旅費　@60,000 円×5 人回　300 石垣から各回１泊２日で講師を招聘する ・打合せ旅費　@89,000 円×2 人回　178 石垣の関係機関で打合せ　各回２泊３日 ・打合せ旅費　@60,000 円×2 人回　120 久米島の関係機関で打合せ　各回２泊３日 ・「星のソムリエシンポジウム」出席旅費　100 山形往復　２泊３日　@100,000 円×1 人回
備品費	２００	・小型天体望遠鏡（10 台追加購入）　200 @20,000 円×10 台
消耗品費	３０	・講座運営用消耗品　１式　30
印刷費	５０	・ポスター・チラシ印刷　@100 円×500 枚　50
会場借料	4	・県立石垣青少年の家大講義室　4 @720 円×6 時間
合　　計	１，０００	

Masako TasiroさんはMiku Nagamineさん、森川 裕基さんと Okinawa Marriott Resort & Spa（オキナワ マリオット リゾート & スパ）にいます。

5月8日 14:19 · 沖縄県 名護市 ·

ゴールデンウィーク中のホテルでの観望会　27日　30日　3日　5日の四回実施しました

30日は雲が多く　室内メニュー
星砂で光る星座カードを作りました
案内人仲間の提案で室内でお月様ライトをラプトルで見るっていうのがなかなか好評でした

屋外での星空鑑賞会では冬のダイヤモンドを構成する6つの星座の説明と南の空高く上っているしし座の説明をしたあと
8センチ屈折でシリウスをご覧いただきました
そしてラプトルでやっぱりお月様ライトを・・・・・
結構この偽月を撮影される方がおられました(意外にリアルに見えるもので・・・)
今回も海外からのお客様も数名いらして　怪しい英語で対応
それでもシリウスをとても喜んでいただけました
5日は極軸泡瀬がとても宜しかったのでお客様がひと段落した段階でかに座のプレセベも導入
シリウスとの見え方の違いを感じていただきました
最後は今回のスタッフがスマホでプレセベを撮影する会に・・・笑

お客様とホテルスタッフ　そして案内人仲間皆で作った
素敵な時間でした
皆さんありがとうございました　お疲れ様でした

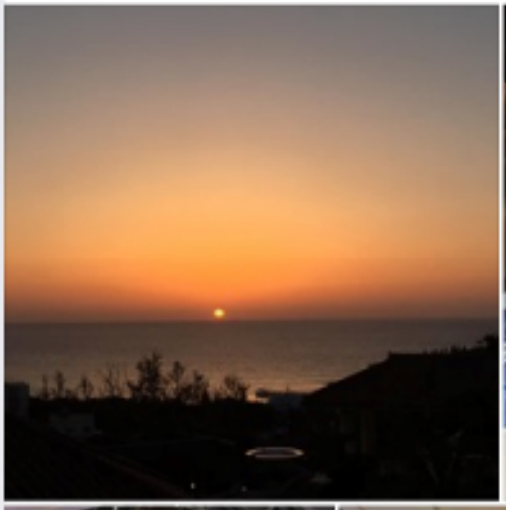

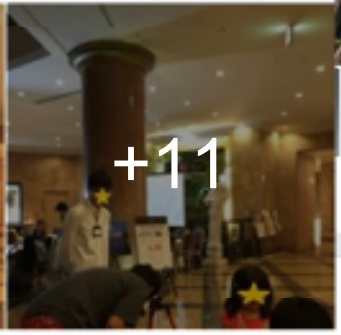

あなた、伊藤未来、成松隆美、他15人　コメント2件

いいね！　コメント

清崎昌奈 とっても素敵です！仲間が沢山で羨ましい！

1

いいね！ · 返信する · 5日前

Masako Tasiro ありがとうございます　本当に恵まれていると感じます。清崎さんもご活躍ですね。宮古島と本島　離れてはいますが　同じ空で繋がっていますね

いいね！ · 返信する · 3日前 · 編集済み

返信する…

コメントする…

;

お知らせ

NEWS

カテゴリー

- セミナー・イベント情報
- 就活Q&A
- 就職お役立ち情報
- ニッチからのお知らせ

アーカイブ

- 2019年
- 2018年

ニッチからのお知らせ　2019.03.22

NICHE'S GLOBAL JOB FAIR ~グローバルに活躍したい皆さまのため~

2019年4月20日開催予定のGLOBAL JOB FAIRに出展を決定した企業は、現在下記の通りとなっております。

ヒルトン沖縄北谷リゾート

沖縄DFS株式会社

株式会社　サンエー

ヘリオス酒造株式会社

JALシティ那覇

日時　2019年4月20日
時間　10:00-11:50　就職セミナー
13:00-16：10　企業説明会
16：20-17:10　企業＆学生の交流会
場所　琉球大学 50周年記念会館　１Ｆ 多目的室

説明会に入る前に就職セミナーを開催いたします。
テーマは、面接で必ず使う「面接マナーと英語での自己紹介」です。
その後、企業様とリラックスした雰囲気で楽しめる交流時間も設けています。
沖縄・日本での就職を真剣に考える外国人留学生、そして外国語・外国経験を仕事で活かしたい日本人学生、ぜひ参加ください！
応募は、NICHEのメール（info@niche-okinawa.jp）に下記の情報を送ってください
①JOB FAIR参加希望 ②名前 ③学校名 ④社会人の方は「既卒」
たくさんのご参加をお待ちしています。

ジョブフェアの出展を考えていらっしゃる企業様、詳しくはメールにてご案内いたしますので、お気軽にご連絡くださいませ。

科目情報	値	備考
開講年度	2019	
講義コード	101290002	
和英区分	1	1:日本語シラバス 2:英語シラバス
科目番号	琉９９	
科目名	琉大特色・地域創生特別講義Ⅸ （星空案内人養成講座）	
責任教員	松本　剛	
担当教員	松本　剛，畑中　寛	
入力項目	入力内容	備考
○授業の形態	1，3，5 この科目は、県内天文関係者の連携により開講し、上記教員の他、これら関係者の方々が講義及び実技指導を行う。	1:講義 2:演習又は実験 3:実習 4:TA有り 5:実務経験講師 から該当する値をカンマ区切りで指定
○アクティブラーニング	1，2，3，4	1:学生が議論する 2:学生が自身の考えを発表する 3:フィールドワークなど学生が体験的に学ぶ 4:学生が文献や資料を調べる から該当する値をカンマ区切りで指定
◎授業内容と方法	星空案内人（星のソムリエ®）は，星空案内人資格認定講座を受講し，所定の成績を収めた人が取得できる資格であり，宇宙や天文の知識を有し，地域で星空や宇宙の世界，またその楽しみ方を教えることのできる人を指す。 本科目は，「星空案内人資格制度運営機構」（以下，「機構」と称する）の定める基準に基づいて開講される講義・実習から成る。 初回開講予定日は令和元年10月５日（土）である。また，講義時間が毎回異なるので，注意すること。 ※星のソムリエ®は機構の登録商標であり，星空案内人資格認定制度における資格の名称である。 ※本学の単位認定の基準と機構の定める資格取得の基準は異なるので，注意すること。詳細は第１回オリエンテーションで説明する。	
○URGCC学習教育目標	1，2，3，4，5，6，7	1:自律性 2:社会性 3:地域・国際性 4:コミュニケーション・スキル 5:情報リテラシー 6:問題解決力 7:専門性 から該当する値をカンマ区切りで指定
◎達成目標	１．主体的な学びによって，宇宙と星の科学や星文化に関する広く深い知識を身に付け，またその内容を市民や小中高生にわかり易く伝えることができる。［自律性，社会性，地域・国際性，コミュニケーション・スキル，情報リテラシー，専門性］ ２．天体望遠鏡の原理や仕組みを理解し，また設営・天体導入・観測・撤収といった一連の操作を自力で行うことができ，また，市民や小中高生がこれらの操作をすることができるよう，適切な指導を行うことができる。［自律性，社会性，地域・国際性，コミュニケーション・スキル，情報リテラシー，専門性］ ３．地理的条件，季節などを踏まえた天体観望会を自ら企画・立案し，安全に配慮の上これを主導して実施し，広く市民・小中高生を対象とした天文の知識の普及を行うことができる。［自律性，社会性，地域・国際性，コミュニケーション・スキル，問題解決力，専門性］	
◎評価基準と評価方法	下記授業計画に基づいて授業を実施し，各授業終了後，講義については機構の定める単位認定レポートを課し，実技については機構の定めるチェックシートによる実技試験を課す。但し，何れも受講することが条件となる。授業に欠席した場合，その回の評価は０点となる。 本学の単位認定のための成績評価については，レポートの正答率，チェックシートの評価について，授業時間の重みを掛けて合算し，以下の基準によって成績評価を行う。 Ａ：100～90%，Ｂ：89～80%，Ｃ：79～70%，Ｄ：69～60%，Ｆ：59～０%	
○履修条件	宇宙・天文について勉強しようという熱意があること。基礎知識の有無は問わない。また，ここで学んだことを地域に還元し，地域に星空の魅力を伝えていきたいという熱意があることを条件とする。	

◎授業計画	第１回　10月５日（土）13:00～13:30 　開講式，オリエンテーション 　担当：松本　剛 第２回　10月５日（土）13:40～15:10，15:20～16:50 　講義科目「さあ，はじめよう」 　星空の基礎知識，星空を案内するための心構えなど。 　担当：松本　剛 第３回　10月19日（土）14:00～16:00 　講義科目「望遠鏡のしくみ」 　屈折望遠鏡，反射望遠鏡の原理，仕組，操作方法について学ぶ。 　担当：堀内貴史（石垣島天文台） 第４回　10月26日（土）18:00～19:30，19:40～21:10 　実技科目「望遠鏡を使ってみよう」 　経緯台式屈折望遠鏡について，組立・観測実習を行い，自力で操作できることを目標とする。 　担当：松本　剛・花山秀和（石垣島天文台）・堀内貴史（石垣島天文台）・通事安夫（八重山星の会） 第５回　11月 2日（土）18:00～19:30，19:40～21:10 　実技科目「星座をみつけよう」 　星空観察に必要な準備や心得，星座早見盤などの使い方について学ぶ。 第６回　11月 9日（土）14:00～16:00 　実技科目「MITAKAを実演しよう」 　国立天文台４次元デジタル宇宙プロジェクトによる「MITAKA」のダウンロード・インストール方法，「MITAKA」を用いた地球から宇宙の果てまでの最新の宇宙像の投影の実演方法を学ぶ。 第７回　11月16日（土）14:00～16:30 　講義科目「宇宙はどんな世界」 　宇宙にあるいろいろな天体や，宇宙の歴史について学ぶ。 第８回　11月30日（土）14:00～16:30 　講義科目「星空の文化に親しむ」 　世界中にはさまざまな星の文化があり，それらについて学ぶ。 第９回　12月 7日（土）14:00～16:00，16:10～18:10 　実技科目「星空案内人の実際」 　星空案内の方法を実践的に学ぶ。 各回，授業時間が異なるため，注意すること。 10月12日は琉大祭予備日（10月13日）の前日のため，教室が確保出来ず，授業は行わない。 11月23日は国民の祝日のため，授業は行わない。	
◎事前学習	各回の内容について，予め教科書により予習しておくこと。	
◎事後学習	国立天文台のサイトなどを活用して，授業で扱った内容に関連した事項を調べ，知識に幅を持たせるよう努めること。 　講義資料はWebClassに登録するので，これをもとに充分な復習を行うこと。	
○教科書の備考	柴田晋平・他著，「星空案内人になろう！」　技術評論社， ISBN:978-4-7741-3197-9	
○参考書の備考	必要に応じて紹介する。また，毎回講義資料を配付する。	
○使用言語	1，2 　講義は日本語で進められるが、日本人学生も将来は英語で星空ガイドができるスキルを身に付けてもらうよう、英文版の講義資料も配付する。履修を希望する留学生に対しても日英版の講義資料を提供し、将来は日英両語で星空ガイドができることを要望する。講義への質問対応は英語でも受け付ける。	半角数字を入力してください 1:日本語 2:英語
○メッセージ	星空案内人は宇宙・天文に関して研究者と市民をつなぐサイエンスコミュニケータに当たり，公開天文台や科学館などでの星空ガイドのボランティア，学校や公民館での星空教室や観望会などのインストラクターなどの活動の場がある。 　日本の最南端に位置する沖縄では，我が国の中で１年を通して最も多くの星を観察することができ，南天の星空は貴重な財産である。特に，街の灯の少ない本島北部域や離島地域では，南天のしかも満天の星空を鑑賞することができ，地域の人や小中高生を対象とした星空教室を通して，地域の魅力を知ってもらうことによって，地域への愛着，地域の活性化を促進することが期待される。星空案内人は，特に沖縄にあってはこのように，地域づくりにとって有用な人材となり得る。 　沖縄県内では、このような南天の星空を観光資源として活用することも可能であり、リゾートホテルなどの観光施設に就職後、夜の星空観望プログラムを滞在者に提供し得る人材として活躍することも可能である。最近は外国人観光客が急増しており、英語で星空ガイドができる人材が求められている。 　また，この講座では，「資格取得が目的ではないが星や宇宙について勉強してみたい」という人にも，門戸を開いている。ある程度講座を受講して，星空案内ができる自信がついたところで，資格取得に挑戦してもよい。 　履修中止を希望する場合は，登録調整期間中に科目担当教員に申し出ること。以降は履修中止を認めない。また，この科目は「星空案内人資格制度運営機構」の基準に基づいて開講されており，本学の単位とは別に同機構の定める履修（「受講」・「単位取得」）の履歴は授業期間終了後も有効であるが，履修中止が認められた場合は，それまでの履修履歴は全て無効となる。 　※この講座は公開授業（一般・高校生向け）となっており，講義科目については６サテライトキャンパスにも配信する（但し公民館等の都合により配信されない日もある）。 　※今回の講座は公開授業として本学が取り組む「アクティブシンクタンク」の社会人向けの人材育成プログラムとしても提供する。	
○キーワード		
○オフィス・アワー	在室中はいつでも面談可。研究室は次の通り。 松本：理学部別館205 畑中：地域国際学習センター305	
○メールアドレス	松本：tak@sci.u-ryukyu.ac.jp 畑中：hiroshi@cs.u-ryukyu.ac.jp	
○URL		

◎は必須項目
※行，列は追加・削除しないでください。（取込ができなくなります）

（様式Ａ）

２０１９年度戦略的地域連携推進経費
地域協働プロジェクト推進事業（継続）申請書
（申請区分Ａ）

部局等名	農学部	統括責任者名（部局等の長）	和田浩二
事業名	地域農業振興に資する沖縄作物保護ネットワークの基盤構築（実証編）		
実施期間	令和元年７月～令和２年３月	所要額	1,000 千円
事業の概要と継続の意義	農業生産現場で生産者が抱える課題に対し、大学の研究シーズを活用、または、新たな研究課題として、大学と関係研究機関が協働でこれに取り組むことで、大学を中心とした農業課題の解決に向けた地域の産学官共同研究を効率的、かつ、継続的に実施できる情報共有ネットワークを構築する。この目的に向けて、昨年度、病害防除の観点から植物病理学、栽培体系の確立の観点から作物学の教員が中心となって、これまで実施している地域課題に立脚した公設試験研究機関や地方自治体との共同研究をモデルとして、関係機関に紹介し、新たな課題の情報収集や、新規連携機関を開拓した。これを元に、「作物保護」というキーワードにおいて、沖縄県特有の農業資源の病害対策・生産体系確立、流通、人材育成に至るまで、農業課題を多角的に取り組むネットワークおよび情報共有の場として「沖縄作物保護ネットワーク」を立ち上げるに至った。ハブとなるウェブページを開設し、本取組を琉球大学未来共創フェアで紹介した。本事業により美ら島財団、熱帯果樹の生産者、果実の貯蔵資材開発を行う民間企業、地域農業振興に取り組む沖縄県立南部農林高校と情報交換するに至った。このネットワークを自立して運営し、継続・定着・発展するためには、財源の確保が必要である。前年度は、本事業を用いて、地域作物における病原体診断体系の開発と安定生産栽培体系の確立によって、生産性の向上と産地の保護を目指した農業技術を提案し、地域生産現場の課題を顕在化した。中でもパッションフルーツの新規病害（異常症と仮称）の発生が沖縄県の喫緊の課題として挙げられたため、当該病害解決に向けた共同研究を実施する。この課題を沖縄作物保護ネットークとして地域と協働的に解決する実例を示すことで、本ネットワークの方向性を提示でき、継続的な連携体制の強化に結びつくと期待される。さらに、沖縄作物保護ネットワーク主催のシンポジウムや琉球大学未来共創フェアなどで成果を広報し、本ネットワークの知名度を上げる。この成果をもって農林水産省や自治体、民間企業の外部資金を獲得する。		
地域課題	熱帯性果樹作物は、沖縄県にとって、他県との気候の違いを活用した競争力のある農作物として、また、地域農業振興を推進する上でも期待される農作物として生産性の向上が求められる。その一方で、作物が特有であることから、栽培に関する基礎的な情報が不足しており、その栽培方法の確立、病害防除技術の構築が、多様な栽培品目それぞれにおいて課題が散見している。特に沖縄県の試験研究機関の中では、頻発する病害の同定とその防除方法の確立が喫緊の課題となっており、中でもパッションフルーツの異常症とよばれる病害については、原因が明らかになっておらず、沖縄県では発生状況の把握、病原体の探索が行われてきたが、その原因の特定には至っていない。現在も、本課題に対しては、沖縄県農業研究センター、沖縄県病害虫防除技術センター、沖縄県農業改良普及センターが、病害特定に取り組んでおり、さらに優良苗の安定生産については沖縄 TLO や美ら島財団、JA 沖縄（サザンプラント）などが取り組んでいる大きな課題である。		

地域課題の解決策	昨年度実施した事業の中で、沖縄県が行った調査研究の成果として、ウイルス感染による病害の可能性が見出され、ウイルス性病害の研究は特殊な技術や知識を必要とすることから沖縄県の病害研究者だけでの課題解決が難しいと考えられる。一方で琉球大学の植物病理学研究室ではウイルス病害の研究を行っており、沖縄作物保護ネットワークの参加者それぞれの研究技術を活用して課題の解決を目指す。病原ウイルスの同定（沖縄県農業研究センターと共同実施)、ウイルス感染を検定する技術の開発（沖縄県病害虫防除技術センター、株式会社ファスマックとの共同実施)、さらにその検定体制を県に備えることで、早期対策を可能とし、病害被害の拡大を抑えることができる。また、栄養繁殖で苗の販売が行われていることから、ウイルスフリー化技術を用いて、ウイルスフリー苗の生産体制を構築する（美ら島財団、沖縄 TLO、沖縄県立南部農林高校との共同実施)。
達成目標	・沖縄県の果樹病害診断における具体的な研究成果報告に沖縄作物保護ネットワークとして寄与する。 ・病害診断に関する技術研修の教材として具体的な病害診断技術を新たに開発する(果樹病害の簡易検定法など)。 ・作物保護を共通のキーワードとして産学官が継続的に連携できるネットワークの活動として継続的に開催するシンポジウムを発足(第一回開催)するとともに、本年度実施する研究成果を報告する(11 月頃予定)。 ・琉球大学未来共創フェア 2020 において活動報告し、ネットワーク活動の広報を行うとともに定着を目指す。 ・農学部(琉球大学)と県内企業，農業生産者との連携を新たに結ぶ。 ・学生へ地域課題に取り組む社会人の活動を知る場を提供する。
事業継続の方策	本課題で構築するネットワークの中で、地域課題に立脚した共同研究の芽を見出す。その上で、公的資金などの獲得を目指す。特に農水省の競争的資金では生産者の参加が義務付けられることがあるため、生産者との連携を強化することは必須である。また農業の 6 次産業化の観点から、民間企業の参加による新たな商品開発などにもネットワークの活動の幅を広げ、琉大ブランドなど商品の開発へ結びつける。
特記事項	本申請事業では、特にパッションフルーツの病害について、ネットワークの活動を明示しやすいトピックとして取り組むが、シンポジウムでは、パッションフルーツの生産に関わる研究の話題提供の場を提供し、ネットワークの拡大を図る(特に育種など長期的な作物保護に関わる研究機関)。

（実施体制）

氏　　名（事業実施責任者に※印）	所属・職名	担当・分担
【学内】		
関根 健太郎※	農学部　准教授	総括・事務局責任者
諏訪 竜一	農学部　准教授	温室栽培法最適化
田場 聡	農学部　准教授	植物病害課題検討
斎藤 明莉	農学部　修士１年生	熱帯果樹病害研究
棚原 佳祐	農学部　修士１年生	熱帯果樹病害研究
呑田 佐知	農学部　学部３年生	熱帯果樹栽培研究
三浦 彩未	農学部　学部２年生	熱帯果樹栽培研究
【学外】		
池上 亮太	沖縄総合事務局	シンポジウム調整役
池城 隆明	那覇植物防疫事務所	隔離検疫課題検討
下川 恒正	那覇植物防疫事務所	新病害同定
澤岨 哲也	沖縄県農業研究センター	県の研究情報提供
山城 麻希	沖縄県農業研究センター	県の研究情報提供
松村 まさと	沖縄県農業研究センター	県の研究情報提供
玉代勢 優奈	沖縄県病害虫防除所	病害診断技術開発
眞境名 元次	沖縄県病害虫防除所	病害診断技術開発
冨高 保弘	農研機構九州沖縄農業研究センター	病害虫の発生トレンド調査情報提供
岩井 久	鹿児島大学　副学長	パッションフルーツウイルス病害の指導
佐藤 裕之	沖縄美ら島財団	ウイルスフリー化
本田 レオ	沖縄美ら島財団	ウイルスフリー化
河村 健吾	JA 沖縄	ネットワーク参加
沖縄 TLO	企業	ネットワーク参加
株式会社ファスマック	企業	ネットワーク参加
株式会社バイオジェット	企業	ネットワーク参加
小池さん家	生産者	ネットワーク参加
クレオールファーム	生産者	ネットワーク参加
沖縄県立南部農林高校バイオ部	教育機関	培養苗増産

（年間スケジュール表）

取組事項	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
・組織を編成し協議を開始する ・果樹病害の研究を実施 ・沖縄作物保護ネットワークシンポジウムを開催 ・報告書の作成	→			
	→	→	→	
			→	→
				→

（所要額内訳）

事業名	地域農業振興に資する沖縄作物保護ネットワークの基盤構築（実証編）	所要額	1,000 千円

積　算　内　訳	金　額（千円）	備　　考
謝金	200	講師謝金 研究補佐員（臨時雇用 2 名 x 2 ヶ月）
旅費	200	県外シンポジウム講師 1 名 情報収集・サンプリング調査旅費
備品費	0	
消耗品費	580	病害診断法開発にかかる経費
印刷費	20	シンポジウム資料
その他	0	
合　　計	1,000	

（様式Ａ）

２０１９年度戦略的地域連携推進経費
地域協働プロジェクト推進事業（継続）申請書
（申請区分Ａ）

部局等名	教職センター	統括責任者名 （部局等の長）	上地完治
事業名	離島・へき地における支援を必要とする子どもたちへの「トータル支援活動」と地域協働教育ネットワークの構築		
実施期間	平成３１年４月～令和２年３月	所要額	１２００千円
事業の概要 と 継続の意義	離島・へき地における特別な支援を受ける子どもたちの学びの場として特別支援学級の設置が年々増加している。今まで学校に特別支援学級が設置されるためには障害のある子どもが３人在籍することが条件であった。子どもの数の少ない離島・へき地の学校においてはその条件をクリア―することは困難なことであり、障害のある子どもたちに専門性を有する教員を配置し、特別支援教育を行う特別支援学級を設置することができなかった。 平成 28 年度の障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの特別支援教育の推進により、その条件が撤廃されることになり全ての学校において特別支援学級の在籍数が一人でも特別支援学級を設置することが可能となった。それ以降１、２年で飛躍的に県内の特別支援学級は増加するなか離島・へき地の小規模校おいても特別支援学級が設置されるようになった。 しかし離島やへき地において特別支援学級は設置されたが、専門性を有する人材の不足のため特別支援教育の経験のない教員が担任となるケースが増え、障害のある子どもたちや特別な支援を必要とする子どもたちに適切な教育や支援がスムーズに進まなくなることも見られるようになった。 また、一方障害者差別解消法の施行にともない、障害のある子どもたちへの特別支援教育の理念に基づいて離島・へき地の学校の教育支援体制の在り方を考える学校も生じてきた。八重山のある中学校は毎年３０人から４０人の非行、不登校、障害等により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する。その深刻な長年継続されてきた学校の教育課題を、特別支援教育が掲げる「共生社会の形成」の理念に基づき、地域との連携・協働により課題解決を試みる取組を模索している 昨年度の教育、福祉の関係機関との取組により中学校の課題の特徴は小学校までは支援を必要とされる子どもが少ないにも関わらず中学校に入学すると支援対象児が急激に増えることにある。それは中学校のみの課題ではなく保育所・幼稚園・小学校の課題や高校や就労への支援となるキャリア教育の課題と繋がっており、地域の自治体、公的機関、地域組織や団体との連携・協働の支援ネットワークの構築が必要であることが明確となった。従って、学校の教職員が掲げる課題への解決は地域の環境要因や特性と切り離して考えることができないことが鮮明になった。 昨年度の取組による結果から中核となる子どもたちの思春期における中学校での地域課題への解決には乳幼児期からの子どもたちの養育環境や家庭環境の実態を把握する体制とその体制に基づいた支援のあり方を検討し、実践していく関係機関との連携や協働による取組を継続的に実施、発展させていくことの意義は大きい。 地域の非行や不登児、障害児等の子どもの実態把握と支援体制の整備は地域特性に基づく専門的な研修を受ける機会が乏しい離島・へき地の実状に対して研修の機会やその質を高め、実践を指導できる人材を育成する上でも継続の意義がある		

地域課題	①専門性を有する人材の不足と実践力を養成する研修の機会の不足 離島・へき地における障害児の支援や教育の課題の要因のひとつとして専門家の不足があげられるが早急に解決できない課題である。その地域課題の解決には昨年度の取組を通した成果により、地域の養育環境や家庭環等の地域の特性を理解し、地域で活躍できる人材を育成するための支援体制ネットワークを構築することが大きな課題であることが確認できた。 ②中学校における教育課題の検討と学校における支援教育の体制整備 学校教育において離島・へき地における地域特性により幼児児童生徒における様々な課題が生じてくる。ある中学校（A 中学校）において年間３０人～４０人の子どもたちが非行、不登校、障害等の理由により学校への不適応が生じている。昨年度の取組からこの課題は A 中学校だけの支援教育で解決できる課題ではなく、貧困地域や家庭基盤による地域特性の影響を受けており、教育に関係する部局や関係機関との連携・協働の発展が課題としてあげられた。 ③保育所・幼稚園・小学校の乳幼児・学齢期教育課題と思春期・青年期の教育課題 離島・へき地における中学校の生徒指導、教育相談、特別支援教育上の課題は長期にわたる継続的な課題であり、中学校のみならず学区の歴史的文化的な地域の特徴の影響を受けている課題である。その中学校の課題を解明し解決するためには中学校のみならず中学校の学区の保育所と幼稚園の乳幼児期、小学校と中学校の思春期、中学校と高校の青年期的特徴の把握等の「切れ目のない」子どもたちの成長に伴う行動特徴と学校の地域性の影響についての分析が必要である。その課題を解決する支援教育の在り方を検討するには、子どもたちの発達段階による成長過程を丁寧に分析していくことが必要である。 ④離島・へき地の地域課題の把握と地域協働教育ネットワークの形成による解決 八重山地域における特性のある A 中学校は地域として中学校中退後に早期の結婚、早期の離婚、ひとり親での子育て等の家庭の育児基盤の弱さによる世代間連鎖が見られる。ひとり親世帯および貧困等の家庭基盤の影響により子どもたちが中学に入って思春期に不適応、不登校、障害の発達における子育ての困難性が生じている実態が八重山地域の教育課題として挙げられる。子どもが中学校を中退し早期の結婚、早期の離婚という全く親世帯と同様のプロセスを重ねることのないように世代間連鎖を断ち切る地域性に基づいた支援教育が必要である。そのためには地域の自治体や公的機関と人材による取組や地域の教育組織や支援団体における人材との協働・連携の支援体制を作る取組が必要である。 ⑤地域課題の解決に向けて予防的実態把握と早期支援への情報共有体制の構築 離島・へき地の地域特有の学力等の教育的課題を抱えている子どもたちが通う学校、あるいはその漁業や農業等の歴史的文化的地域性が反映された教育環境をもつ子どもたちが通う学校、貧困地域の子どもたちが通う学校等、地域において文化的歴史的土壌のもとで子どもたちの育ちの特色があることが分かってきた。 Ａ中学校における非行、不登校、障害等による支援を必要とされる子どもたちへの課題解決への糸口が見えてきた。その一定数の支援が必要とされる子どもたちの「学校不適応」の行動特徴が小学校段階では表面化しないが中学校に入学後に鮮明になる傾向がある。小学校では気になる子どもの対象児として位置付けられていない子どもたちが中学校に入学した後に支援対象児となっている。 昨年度、認定こども園の巡回相談や支援を通して乳幼児期の就学前の子どもたちの養育環境や家庭環境の影響の大きさを検討してきた。特に石垣市においては幼稚園による預かり保育が廃止されたことにより、近隣の幼稚園から地域外の保育所や認定子ども園へと子どもたちが転園することが増加した。ひとり親世帯や貧困家庭において近隣の幼稚園に通えないことの負担は大きなものとなっている。昨年度の調査においても特に気になる子どもの世帯や家族が地域外の園に通うことによる情報共有の欠如がもたらす小・中学校への学校不適応等の影響は大きいと考えられた。連携・協働を促進させる情報共有に関するシステムの構築が大きな課題となっている。

地域課題の解決策	①第１課題解決策：保・幼・小の乳幼児期学齢期および思春期青年期への巡回支援 昨年度は A 中学校の課題を解明し解決するため乳幼児期からの子どもの実態を把握するため保育所、幼稚園、認定子ども園の訪問を実施した。養育環境や家庭環境が与える子どもたちの発達への影響の大きさを実感した。そして中学校の課題解決には乳幼児期から養育環境や家庭環境を予防的に把握することの必要性を感じ、石垣市の福祉部局、子ども未来課や各小学校校長の協力を得てアンケート調査を行った。アンケートの結果より、小学校への申し送りの課題があることが分かってきた。特に子どもたちの養育環境や家庭環境に関する情報を共有し支援をより実りあるものにする連携支援体制が整っていない現状が分かった。巡回相談や支援を継続すし学区の保育所と幼稚園の乳幼児期、小学校と中学校の思春期、中学校と高校の青年期的特徴の把握に向けた「切れ目のない支援」への学校の地域性の影響を分析する。 ②第２課題解決策：「夢・希望実現プロジェクト」の実施と中学校の支援体制整備 発達障害、非行、不登校児等への対応および学校や学級の集団適応に与える悪影響への解決策を見いだす取組を実施する。子どもの自己肯定感をどのように高めるかについての取り組みを考えてきた。また「事例検討会」を通して一人の生徒が具体的にどのように学校生活に適応していくのか、その対応や支援について考える「事例検討会」の積み重ねが必要性である。また本事業では中学の学生と幼稚園との園児等との交流による「遊び」等を通して学校が魅力的な場で子どもたちが「向かう力」を引き出す取組を実践していくことを計画している。また高校との連携・協働、就労に繋がるキャリア教育、相談を担当する養護教諭、教育相談担当する教員、特別支援教育コーディネーター等との連携を通して子どもの将来の夢と希望を実現する A 中学校とともに取組、子どもの「夢・希望実現プロジェクト」を実施する。 ③保育所・幼稚園・小学校の乳幼児・学齢期教育課題と思春期・青年期の教育課題 地域の人材を育成するための地域の取組や地域の他領域の多様な地域における人材との協働・連携による実践研修を行う仕組みを作る必要がある。八重山教育事務所に活動拠点を置き、沖縄県教育委員会および沖縄県（子ども生活福祉部）との共催により「トータル支援教室 IN 八重山」を開催し、「トータル支援プログラム」に基づく実践研修会を実施する。地域の特色や現状に適した支援プログラム、支援企画を開発し課題解決に向けた「教育相談・発達相談」、「実践事例検討会」、「トータル支援教室」等を通して地域の人材の実践力養成を実施する。 ④課題解決策：学校や教育機関の課題解決への地域協働教育ネットワークの構築と支援体制整備 地域の教育課題の解決に向けて、多様な既存の地域の自治体、公的機関、教育組織、支援団体との共催により既存の取組を繋げたり、新規の取組を形成する等地域に支援協働教育ネットワークの体制を構築する。離島・へき地の子どもたちの地域課題を地域で解決する取組として、人的資源として地域の人材ネットワークを活用した取組のかたちを形成する。地域の琉球大学同窓会八重山支部等の地域組織と連携・協働し早期支援から社会への就労支援まで「切れ目のない」支援を行う。A 中学校では「夢・希望実現プロジェクト」として学校を中心に地域の多様な職業に携わる卒業生等の地域の人材と地域協働教育ネットワークを構築する。 ⑤地域課題の解決に向けて予防的実態把握と早期支援への情報共有体制の構築 石垣市では保育所や幼稚園から認定子ども園への移行に伴う方針により今まで実施してきた地域の幼稚園で午後の預かりを廃止した。その影響により地域を離れて遠方の園に通うことになった子どもいる。また今まで隣接する学校区の幼稚園から小学校へと多くの子どもが入学するので連携は比較的容易であった。しかし昨年度はひとつの小学校に 27 園から子どもが入学する等遠方や地域を越えた園から情報を集約する体制が必要となっている。支援を必要とする子どもの教育課題解決に向けて保育所、幼稚園、認定子ども園と小学校との連携・協働による予防的実態把握や早期支援への「情報交換会」の開催および教育、福祉等関係機関、関係者の連携・協働による早期支援体制の構築を目指して定期的な「事例検討会」を開催する。

達成目標	本事業では①八重山地域での特別支援学級や通級指導教室の人材育成を行う実践研修の場、②石垣市の非行や不登校、貧困家庭等支援を必要とする子どもや障害のある子どもが通う指定中学校の協働支援体制、③地域教育の課題解決に向けた保育所、幼稚園、小学校と中学校、中学校から高校、中学校から就労等の地域への協働支援体制、④地域の自治体、公的機関、地域組織や団体の人的資源の活用による地域協働教育ネットワーク体制、⑤地域課題の解決に向けた予防的実態把握と早期支援への情報共有体制の構築、①～⑤の構築を目指す。 離島・へき地における学校等の教育関係機関との連携・協働による支援教育を「トータル支援活動」を通して離島・へき地の地域課題の解決と人材育成を目指す。 離島・へき地において学校、教育行政機関、教育関係機関近接、大学、地域社会がともに連携・協働する地域協働教育ネットワークを構築し、離島・へき地の抱える支援を必要とする子どもたちへの地域課題を解決する教育支援体制を整備することを目標とする。 モデルとなる中学校および保育所・幼稚園・小学校を選定し、その学校の子どもへの支援教育に具体的に関与する。学校内部の支援体制（学内支援体制）と学校外の地域による支援体制（地域支援体制）の在り方を検討し、学校の現状の課題の把握と解決に向けて支援体制の整備と支援プログラムを開発する。 この地域の特性や課題が集約されている指定学校の課題解決に向けた支援への関与や具体的な支援の取組に携わることを通して、離島・へき地に共通する根本的な課題の解決に向けた支援体制の整備や地域協働教育ネットワークを構築する。さらに具体的な予防的実態把握と早期支援への情報共有のための「情報共有シート」、「トータル支援活動」の「支援プログラム」の開発やモデル化により他の離島・へき地地域の課題解決に寄与する成果を目標とする。
事業継続の方策	沖縄県教育委員会が実施している特別支援教育における専門家チームの巡回相談資金、スクールカウンセラーの定期相談資金、石垣市の子ども未来局における家庭支援の取組による資金等の沖縄県や石垣市による資金、石垣市の各部局や各施設における資金を活用することにより事業を継続していく予定である。また教職センターにおける発達支援教育実践室における事業費、教育学部と石垣市との協定に基づく事業費等による自己資金も活用していく予定である。 八重山地区特別支援学級設置校長会、琉球大学同窓会八重山支部、八重山地区校長会、八重山地区教頭会、等と事業を連携、協働する必要がある。上記の組織、団体の外部資金で行う事業や研修に参画し、共催で実施していくことで、今後の連携・協働による取組が定着し強化されることで、事業継続が充分可能となる。 大学や教育関係機関のみならず、乳幼児期や青年期の就労等の発達段階の福祉的支援、医療的支援、労働的支援等の教育に関係する部局や機関との連携が必要である。それぞれの関係部局や関係機関との共催事業を実施することが可能であり、本事業の展開や発展にともなって外部予算の活用が拡充していく可能性がある。
特記事項	離島・へき地の小規模学校に特別支援学級が設置されることに伴う実践研修機会の少なさ、研修を行う人材の不足等により特別支援学級が設置されても上手く機能しない課題の解決を緊急に行う必要性がある。実践研修の場を八重山教育事務所が、「トータル支援活動」の実践研修や出前支援等の機会を大学が提供する。 地域性に基づく中学校の非行、不登校、障害児教育等の深刻な課題への対応策を検討し支援することが緊急に必要である。早期支援から就労支援まで地域の自治体、公的機関、教育組織、支援団体、関係機関との連携・協働ネットワークを構築し、地域ネットワークを活かした取組を創造することが本事業の特性である。 現実の緊急性のある課題からスタートして地域の協力体制の幅を拡充していくところに本事業の新規性がある。特に連携・協働を行う公的行政機関や自治体にとっては年間計画に割り込んで導入される緊急対応の事業として位置付けられている。そのことは本事業に対して地域全体が理解を示し、支え、取り組んでいけることを示しており、離島・へき地の地域性に基づく本事業の特色がある。顔が見える人と人との繋がりの強さにより地域にある既存のネットワークと本事業による新規の取組に基づくネットワークが繋がり、地域協働教育ネットワークが重層的に拡充していくところに本事業の特性がある。

（実施体制）

氏　　名（事業実施責任者	所属・職名	担当・分担
	【学内】	
※上地　完治	教職センター長・教授	事業統括
高良　倉成	教育学部・学部長	地域連携
平田　幹夫	教職センター・教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
上江洲朝男	教職センター・准教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
森　　力	教職センター・准教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
諸見　成明	教職センター・客員教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
石川　聡	教職センター・客員教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
城間　盛市	教職センター・客員教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
浦崎　武	教職大学院・教授・教職センター・併任	事業総合ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
丹野　清彦	教職大学院・教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
城間　園子	教職大学院・准教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
蔵満　逸司	教職大学院・准教授	地域連携・支援教育ｽﾀｯﾌ
本村　真	法文学部人間科学科・教授	社会福祉・児童福祉
武田喜乃恵	琉球大学教職センター相談員（臨床発達心理士）＊	相談・企画作成スタッフ
崎濱　朋子	琉球大学教職センター支援員（特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ）＊	支援・企画作成スタッフ
	【学外】	
宮良　永秀	八重山教育事務所所長・琉球大学同窓会八重山支部副会長	八重山圏域支援統括
與世山　淳	石垣市教育委員会教育部学校教育課（課長）	石垣市地域支援統括
仲吉　永克	八重山地区特別支援学級設置校長会小学校・真喜良小学校（校長）	特別支援学級小学校統括
崎山　晃	八重山地区特別支援学級設置校長会中学校・白保中学校校(校長)	特別支援学級中学校統括
宮良　信浩	石垣市立石垣中学校（校長）	学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
市原　教孝	石垣市立石垣小学校（校長）	学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
前三盛　敦	石垣市立新川小学校（校長）・あらかわ幼稚園（園長）	学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
宮良　勝也	石垣市立登野城小学校（校長）・おおかわ幼稚園（園長）	学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
仲皿　利治	石垣市立平真小学校（校長）	学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
吉濱　徳子	石垣市立八島小学校（校長）・あまかわ幼稚園（園長）	学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
入嵩西　清幸	石垣市白保小学校（校長）・白保幼稚園	学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
伊盛　加寿美	石垣市子ども未来局子育て支援課（課長）	福祉支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
新城　佳一	石垣市子ども未来局子ども家庭課（課長）	福祉支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
山城　いずみ	石垣市立へいしん認定こども園（園長）	子ども園支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ
仲吉　隆子	石垣市立まきら認定子ども園（園長）	子ども園支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ
吉濱　剛	大場学園立新栄町認定子ども園（園長）	子ども園支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ
古我知　博樹	沖縄県八重山特別支援学校（校長）	地域学校支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
瀬底　正栄	沖縄県教育庁特別支援教育室（指導主事）＊	沖縄県支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
石垣　史昭	八重山教育事務所（指導班長）	八重山圏域統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
東　由美子	八重山教育事務所（指導主事）	八重山圏域総合ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
	沖縄県八重山特別支援学校（専任ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ）	八重山支援総合ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
金城　明美	国頭村立北国小学校（校長）＊	国頭支援統括ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
大城　麻紀子	沖縄県立はなさき分校（副校長）＊	支援教育ｽﾀｯﾌ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ統括
本間　七瀬	竹富町立上原小学校（教諭）＊	支援教育ｽﾀｯﾌ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ統括
運道　恵理子	石垣市立新川小学校（教諭）＊	支援教育ｽﾀｯﾌ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発
仲村　ひろり	八重山特別支援学校寄宿舎（寄宿舎員）＊	支援教育ｽﾀｯﾌ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発
漢那　憲香	石垣市立まきら小学校（教諭）＊	支援教育ｽﾀｯﾌ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ開発
	（*は教職センタートータル支援事業スタッフ）	

（年間スケジュール表）

取組事項	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
・第１次計画－地域の事業担当者と大学事業スタッフとの協働会議	→	→		
・第２次計画－昨年度編成した校長会と福祉課長との会議により地域課題について協議	→	→		
・第３次計画－保・幼・小の巡回相談の継続、支援具体的な実践と実践事例の整理、検討	→	→	→	→
・第４次計画－「夢・希望実現プロジェクト」の実施と中学校の支援連携体制	→	→	→	→
・第５次計画－支援教育の実践力養成研修の拡充と特別支援学級の教育実践支援			→	→
・第６次計画－学校や教育機関の課題解決への地域協働教育ネットワークの構築に向けた連携・協働による実務家による会議			→	→
・第７次計画－地域の実践教育の報告会・公開セミナー・シンポジウムによる地域協働ネットワークの構築、地域との連携に向けた取組			→	→
・第８次計画－地域で活用する沖縄県教育委員会、沖縄県福祉関連部局との予防的実態把握と早期支援の情報共有体制の構築				→
・報告書・紀要の作成				→

（所要額内訳）

事業名	離島・へき地における支援を必要とする子どもたちへの「トータル支援活動」と地域協働教育ネットワークの構築	所要額	１２００千円

積　算　内　訳	金　額（千円）	備　　考
支援企画・実践支援員 人件費	４００	支援企画開発員（支援企画・指導案作成） 専門支援・相談員（適応・支援等）
謝金	５０	公開セミナー・実践研究報告会等の講師招聘等
旅費	４００	離島・へき地支援、研修費、成果検証及び発表
備品費	１００	支援機器、映像分析機（パソコン等）
消耗品費	２００	教材・教具、検査器具、企画開発費、撮影器具（カメラ等）、インク、レンタカー等
印刷費	５０	報告書作成、パンフ・案内作成等含む
合　　計	１，２００	

プロジェクト計画

第１課題解決策：保育所・幼稚園・小学校への幼児期・学齢期支援と思春期青年期の子どもたちを対象とする巡回支援
第２課題解決策：「夢・希望実現プロジェクト」の実施と中学校の支援体制整備
第３課題解決策：支援教育の実践力養成研修の拡充と特別支援学級の教育実践支援
第４課題解決策：学校や教育機関の課題解決への地域協働教育ネットワークの構築と支援体制整備
第５課題解決策：公開実践報告会・公開セミナー・公開シンポジウム
第６課題解決策：地域課題の解決に向けて予防的実態把握と早期支援の情報共有体制の構築

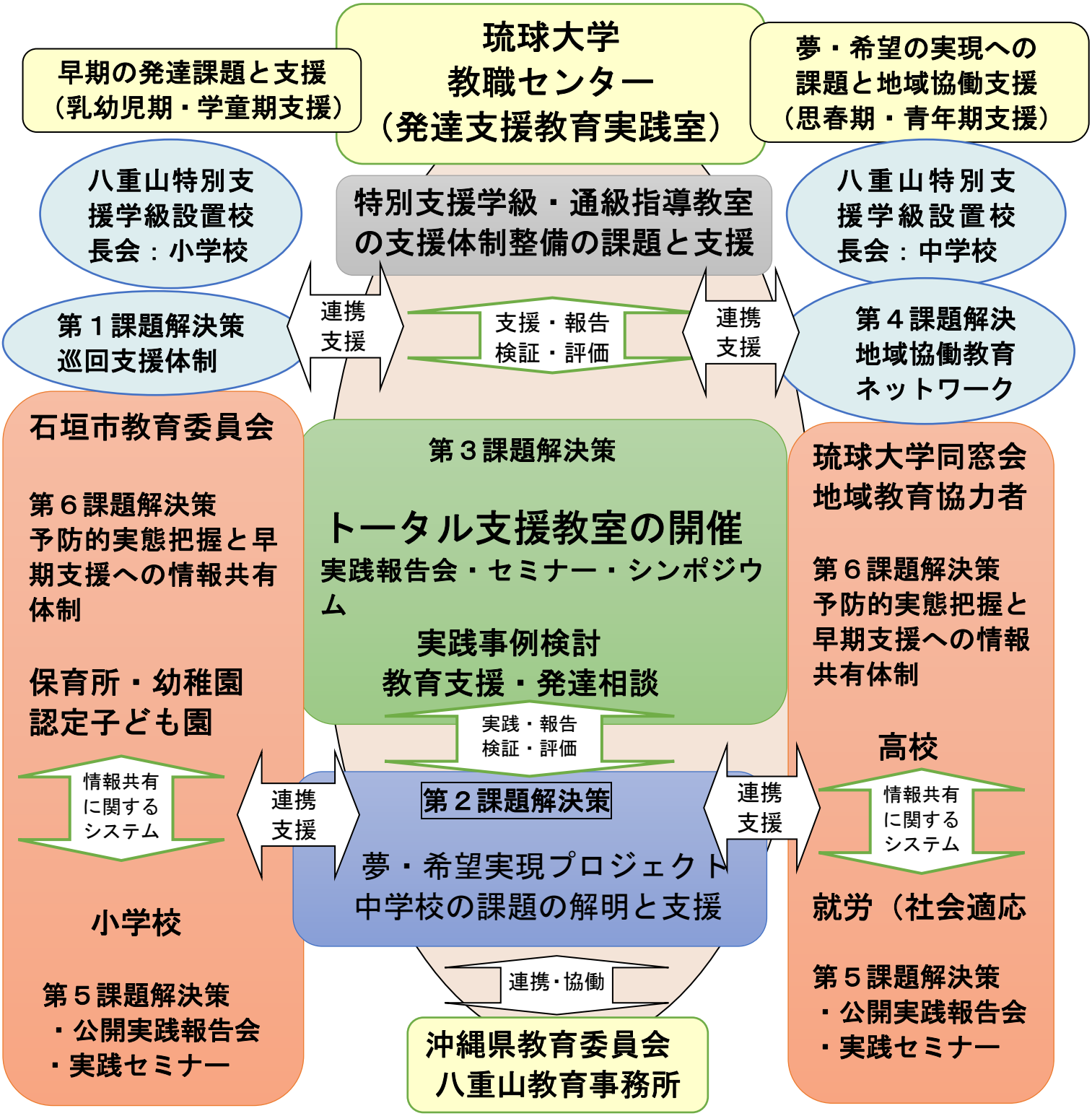

【審議2】
令和元年５月10日
産学官連携部門会議　了承

大学発ベンチャー認定に関する規程の改正及び商業登記許可手続きについて

大学発ベンチャー認定に関する規程より（改正箇所抜粋）
（大学発ベンチャーの支援）
第１０条本学は，認定大学発ベンチャーに対し，本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において，次の各号に掲げる支援を行うことができる。
⑴事務室又は研究室として，機構内にインキュベーション室を確保し，使用を許可すること。
⑵使用を許可したインキュベーション室を所在地として商業登記を認めること。
⑶研究プロジェクトの構築，他企業との連携，知的財産の創出，起業化等の支援を行うこと。
２前項の支援期間は，原則として起業後３年間を限度とする。ただし，学長が必要と認めた場合は、２年間延長することができる。
３学長は，認定大学発ベンチャーから前項の但し書きにより延長申請があった場合は，起業支援委員会及び機構長の判断を踏まえ，延長の可否を決定するものとする。
４認定の解除（第８条第２項）及び認定の取消し（第９条第１項）に該当した場合は，第１項の支援を停止するものとする。

１．支援項目についての確認（第１０条第１項関係）
⑴事務室又は研究室として，機構内にインキュベーション室を確保し使用を許可すること。
→優先的に使用を許可する意味であり、支援期間が終了した後の申請も認める。
⑵使用を許可したインキュベーション室を所在地として商業登記を認めること。
→琉球大学発ベンチャー認定後の３年間（最大５年間）において認めるとしてよろしいかどうか

２．改正部分についての確認（第１０条第２項関係）
規程において、支援期間は起業後３年間を限度（但し書きで２年間延長可）としているが、起業後３年以上経過した企業も、大学発ベンチャー認定を受けることができるため、認定ベンチャー全てを支援できるようにしたい。
→「起業後」を「認定後」に修正してよろしいかどうか

３．商業登記許可手続きについての確認（第１０条第１項第２号関係）
①機構内のインキュベーション室を使用している認定ベンチャーからの申請書提出
②機構長の判断を踏まえ、許認可を決定
※商業登記の申請書内に許可期間終了後の1ヶ月以内に登記場所を変更したことを示す書面を大学に提出することを義務づける。

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
（改正理由） 本規定において、認定大学発ベンチャーへの支援対象期間は起業後３年以内となっているが、起業後３年以上経過した企業においても、大学発ベンチャー認定を受けることができるため、起業後３年以上経過した企業も支援できるようにするため、所要の改正を行う。	
国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程	国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程
第１～９条　（略）	**第１～９条**　（略）
第１０条　本学は，認定大学発ベンチャーに対し，本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において，次の各号に掲げる支援を行うことができる。 (1) 事務室又は研究室として，機構内にインキュベーション室を確保し，使用を許可すること。 (2) 使用を許可したインキュベーション室を所在地として商業登記を認めること。 (3) 研究プロジェクトの構築，他企業との連携，知的財産の創出，起業化等の支援を行うこと。	**第１０条**　本学は，認定大学発ベンチャーに対し，本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において，次の各号に掲げる支援を行うことができる。 (1) 事務室又は研究室として，機構内にインキュベーション室を確保し，使用を許可すること。 (2) 使用を許可したインキュベーション室を所在地として商業登記を認めること。 (3) 研究プロジェクトの構築，他企業との連携，知的財産の創出，起業化等の支援を行うこと。
２　前項の支援期間は，原則として認定後３年間を限度とする。ただし，学長が必要と認めた場合は、２年間延長することができる。	２　前項の支援期間は，原則として起業後３年間を限度とする。ただし，学長が必要と認めた場合は、２年間延長することができる。

３　　（略） ４　　（略） **第１１～１３条**　　（略） 附　則 この規程は，平成２９年４月１日から施行する。 附　則（令和　年　月　日） この規程は，令和　年　月　日から施行する。	３　　（略） ４　　（略） **第１１～１３条**　　（略） 附　則 この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程

［平成２９年３月２２日
制　　定］

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図るため，大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において，「大学発ベンチャー」とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学又は本学の職員等（本学職務発明等規程第２条第１項第４号に規定する者。以下「職員等」という。）が所有する知的財産に基づいて起業したもの。

(2) 本学で達成された研究成果または習得した技術やノウハウ等に基づいて起業したもの。

(3) 職員等がベンチャー企業の設立者となり，又はその設立に深く関与し起業したもの。ただし，職員等の退職又は卒業等から起業までの期間が３年以内のものに限る。

(4) 起業する者の持つ技術やノウハウ等を事業化するため，起業まで３年以内の期間に本学との共同研究等により起業したもの。

（認定の手続き）

第３条　大学発ベンチャーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，「大学発ベンチャー認定申請書」（様式１）に必要書類を添えて，本学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の長を経由し，学長に提出するものとする。

２　学長は，前項の申請があったときは，機構長に認定の可否を諮問するものとする。

３　機構長は，機構に設置する本学起業支援委員会（以下「起業支援委員会」という。）において,申請内容及び事業内容等について検討を行わせ，その結果の報告を受けるものとする。

４　機構長は，前項の報告をもとに機構運営会議において認定の可否を決定した後，学長へ報告するものとする。

５　学長は，前項の結果を踏まえ認定の決定を行うものとし，認定すべきものと認めた場合，その結果を文書により申請者に通知し，役員会に報告するものとする。

（申請の条件）

第４条　大学発ベンチャーの申請は，次の各号すべての要件を満たす場合に，申請を行うことができる。

(1) 第２条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。

(2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。

(3) 本学に対する名誉毀損，誹謗中傷，業務妨害等のおそれがないこと。

(4) 職員等が起業したものにあっては，国立大学法人琉球大学職員の兼業に関する規程（平成１６年４月１日制定）及び本学国立大学法人琉球大学利益相反マネジメント規程（平成１６年４月１日制定）その他本学における関係規則等に定める所要の手続き，許可等が適正になされていること。

（称号の授与）

第５条　学長は，第３条第５項に基づき認定を受けた者（以下「認定大学発ベンチャー」という。）に対し、「称号記」（様式２）により，「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

（本学の法的責任）

第６条　第３条第５項の認定及び前条の称号の授与は，本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

（事業報告書等の提出及び報告）

第７条　認定大学発ベンチャーは，年度毎に適宜の様式により，機構長を経由して，事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。

２　認定大学発ベンチャーは，次の各号のいずれかの適用を受けた場合は，機構長を経由して，速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(1) 会社法（平成１７年法律第８６号）に定める解散

(2) 破産法（平成１６年法律第７５６号）に定める破産手続

(3) 民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に定める再生手続き

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に定める更生手続き

(5) 不正競争防止法（平成５年法律第４７号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第２１条に定める罰金刑が確定

（認定の解除）

第８条　認定大学発ベンチャーは，第３条第５項に基づく認定の解除及び第５条により交付された称号の返付を，機構長を経由して，学長に申し出ることができるものとする。

２　学長は，前項の申し出を受けたときは，これを認めるものとする。

３　前項により認定の解除を受けた者は，速やかに称号記を返付するものとし，当該解除を受けた日以降，琉球大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業活動に使用してはならない。

（認定の取消し）

第９条　学長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，起業支援委員会及び機構長の判断を踏まえ，大学発ベンチャーの認定を取消すことができる。

(1) 認定大学発ベンチャーの事業活動が，第４条各号の要件を逸脱した場合

(2) 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合

(3) その他本学の名誉を毀損するおそれがある場合で，「琉球大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないと学長が認める場合

２　前項により認定の取消しを受けた者は，前条第３項の規定を準用し，同規定の手続きを遵守しなければならない。

（大学発ベンチャーの支援）

第１０条　本学は，認定大学発ベンチャーに対し，本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において，次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1) 事務室又は研究室として，機構内にインキュベーション室を確保し，使用を許可すること。

(2) 使用を許可したインキュベーション室を所在地として商業登記を認めること。

(3) 研究プロジェクトの構築，他企業との連携，知的財産の創出，起業化等の支援を行うこと。

２　前項の支援期間は，原則として認定~~起業~~後３年間を限度とする。ただし，学長が必要と認めた場合は、２年間延長することができる。

３　学長は，認定大学発ベンチャーから前項の但し書きにより延長申請があった場合は，起業支援委員会及び機構長の判断を踏まえ，延長の可否を決定するものとする。

４　認定の解除（第８条第２項）及び認定の取消し（第９条第１項）に該当した場合は，第１項の支援を停止するものとする。

（事務）

第１１条　大学発ベンチャーの認定に関する事務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（雑則）

第１２条　この規程に定めるもののほか，大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項は，学長の承認を得て，機構長が別に定める。

（改廃）
第１３条　この規程の改廃は，機構運営会議の議を経て機構長が行う。

附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

様式１(第３条関係)

年　　月　　日

国立大学法人琉球大学発ベンチャー認定申請書

国立大学法人琉球大学長　　殿

(申請者)
所　属
職　名
氏　名　　印

下記のとおり大学発ベンチャーの認定を申請します。

なお，認定のうえは，国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程その他の諸規則を遵守することを誓約します。また、貴学から授与された称号の使用において，当方若しくは，第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は，当方で処理し，貴学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

① 企　業　名		
② 所　在　地		〒
③ 代 表 者 名		
④ 代表者区分		
⑤ 連絡先(電話番号及びE-mail)		
⑥ 事業開始日等	事業開始日	
	設立日	
	事業開始予定日	
⑦ 分　　野		
⑧ 資本額（又は出資総額）		
⑨ 常時使用（予定）の従業員数		
⑩ 事業の形態		
⑪ 事業の概要		
⑫ 事業化しようとする研究成果の概要		
⑬ 大学発ベンチャー起業（設立）形態		ア、　イ、　ウ、　エ
⑭ 琉球大学の研究成果であることの説明（関連する研究者名等）		
⑮ 琉球大学において事業化を行う必要理由		
⑯ 事業予定及びその準備活動のスケジュール		
⑰ その他		

1　各項目の記入要領

(1)　④「代表者の区分」については，以下の中から選択して記入すること。
　　本学の職員，学生，大学院生，研究生，共同研究員，受託研究員及びその他

(2)　⑥「事業開始日」とは，営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり，個人事業の開始にあっては，所得税法第229条の「開業の届出」を税務署長に提出した開業日がそれに当たる。

(3)　⑦「分野」は，以下の中から選択して記入すること。
　　ＩＴ(ソフト，ハード)，バイオ・医療，環境，素材・材料，機械・装置，その他

(4)　⑩「事業の形態」は，その種類を以下の例を参考として記入すること。
　　例)　株式会社，合同会社(LLC)，有限責任事業組合(LLP)，企業組合，協業組合，事業協同組合，
　　事業協同小組合　等

(5)　⑬「大学発ベンチャーの起業（設立）形態」については，以下の中から選択して記入すること。
　　ア　本学又は本学の職員等が所有するの知的財産に基づいて起業したもの。
　　イ　本学で達成された研究成果または習得した技術やノウハウ等に基づいて起業したもの。
　　ウ　本学の職員等がベンチャー企業の設立者となり，又はその設立に深く関与し起業したもの。ただし，職員等の退職又は卒業等から起業までの期間が３年以内のものに限る。
　　エ　起業する者の持つ技術やノウハウ等を事業化するため,起業まで３年以内の期間に本学との共同研究等により起業したもの。

(6)　⑭「琉球大学の研究成果であることの説明」には，例えば，特許権の場合は発明者とその所属を記入すること。

(7)　⑯「事業予定及びその準備活動のスケジュール」は，創業を行おうとする場合のみ記入すること。

(8)　⑰「その他」は，　大学発ベンチャーの認定の申請に当たって,特筆すべきこと等を記入すること。

2　添付資料

(1)　個人の場合(a又はb)
　　a　事業を開始した日が確認できる書類(所得税法第229条に基づき，税務署長に提出された「開業の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等
　　b　1年以内に創業を行おうとする個人にあっては，その旨の誓約書

(2)　法人の場合(c又はd)
　　c　設立の日が確認できる書類(法人税法第148条に基づき，税務署長に提出された「設立の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等
　　d　定款，寄付行為，規則又は規約の写し

(参考)

※　所得税法第229条
(開業の届出)
　居住者又は非居住者は，国内において新たに不動産所得，事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し，又は当該事業に係る事務所，事業所その他これらに準ずるものを設け，若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には，財務省令で定めるところにより，その旨その他必要な事項を記載した届出書を，その事実があった日から一月以内に，税務署長に提出しなければならない。

※　法人税法第148条
(内国普通法人等の設立の届出)
　新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は，その設立の日以後2月以内に，次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し，これを納税地(連結子法人にあっては，その本店又は主たる事務所の所在地。第1号において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。
　1　その納税地
　2　その事業の目的
　3　その設立の日

様式２（第５条関係）

琉大　第　　号

称　号　記

名　　称
代　表　者
設立年月日　　平成　　年　　月　　日

国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第５条に基づき、「琉球大学発ベンチャー」の称号を授与します。

平成　　年　　月　　日

国立大学法人琉球大学
学　長　　印

（案）

年　　月　　日

商業登記許可申請書

国立大学法人琉球大学長　　殿

企　業　名
代表者氏名　　印
所　在　地
電 話 番 号

下記のとおり商業登記を行いたいので，許可願います。

なお，貴学から許可された商業登記において，当方若しくは，第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は，当方で処理し，貴学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

また、許可期間終了後１ヶ月以内に商業登記の変更手続きを完了し，その証明となる書類を提出いたします。

記

1．登記予定の住所　　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地○○棟○○号室

2．期　　間　　令和　　年　　月　　日　　～

（案）

琉大地連第　　号
平成　　年　月　　日

殿

国立大学法人琉球大学
学長

商業登記許可について

令和　年　月　　日付けで申請のありました商業登記について，下記付帯条件を付けて許可します。

付帯条件

1．登記住所　　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地○○棟○○号室

2．期　　間　　令和　　年　　月　　日　　～　　令和　　年　　月　　日
尚、許可期間終了後１ヶ月以内に商業登記の変更手続きを完了し，その証明となる書類を提出すること。

3．保　　証　　許可した商業登記において，本学はいかなる損害について一切責任を有せず、かつ如何なる損害賠償義務を負わないものとする。

【審議3】
令和元年 5 月 10 日
産学官連携部門会議　了承

九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金審査委員会設置要綱（案）

（設置目的）
第１条　琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）は、九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金（以下「ギャップ資金」という。）の学内公募について、専門的・公正かつ客観的な観点から、機構が支援するプロジェクトについて審議するために、九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金審査委員会を設置する。

（役割）
第２条　委員会の役割は、次に掲げるものとする。
（１）ギャップ資金に係る申請書の審議に関すること。
（２）ギャップ資金に係る申請書の評価に関すること。
（３）その他、ギャップ資金の円滑な支援を図るための事項に関すること。

（構成）
第３条　委員会の委員は、次のとおりとする。
（1）機構産学官連携部門（以下「部門」という。）の長
（2）部門研究開発支援系の教員
（3）部門知的財産系の教員
（4）部門起業支援系の教員
（5）機構地域連携企画室の教員
（6）株式会社沖縄銀行から推薦された者
（7）株式会社琉球銀行から推薦された者
（8）株式会社沖縄 TLO から推薦された者
２　委員の任期は事業年度末日までとする。

（委員長）
第４条　委員会には、委員長1名を置く。
２　委員長は委員会の委員の互選とする。
３　委員長は委員会を総括し、代表する。

（委員会）
第５条　委員会は、地域連携推進機構長が招集する。
２　委員会の議長は、委員長が務める。
３　委員会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）
第６条　委員会は、必要と認めた場合、専門事項に関し学識経験者、有識者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

令和元年 5 月 10 日
産学官連携部門会議　了承

（守秘義務）
第８条　委員は、委員会において知り得た一切の情報について、他人に漏洩せず、または他人を使って漏洩させず、特許等の知的財産を取得せず、又は所属先で使用しない。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則
この要綱は、令和元年　月　　日から施行する。

令和元年 5 月 10 日
産学官連携部門会議　了承

九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金審査委員名簿（案）

所属	職名	氏名	備考
琉球大学地域連携推進機構 産学官連携部門 （理学部）	副機構長 部門長 （教授）	竹村　明洋	第 1 号委員
産学官連携部門 （理学部）	研究開発支援系 （教授）	眞榮平　孝裕	第 2 号委員
産学官連携部門 （工学部）	知的財産系 （教授）	瀬名波　出	第 3 号委員
産学官連携部門	起業支援系 （准教授）	玉城　理	第 4 号委員
地域連携推進機構 地域連携企画室	特命准教授	島袋　亮道	第 5 号委員
株式会社沖縄銀行 法人事業部			第 6 号委員
株式会社琉球銀行 法人事業部地方創生グループ			第 7 号委員
株式会社沖縄 TLO			第 8 号委員

平成 31（2019）年度
九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金(ギャップ資金)
審査要領（案）

１．審査概要

「平成 31 年度九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金(ギャップ資金)」への提案にあたり全学に公募を行った。応募のあった提案書について以下の要領によって審査・選考を行うこととする。

２．審査・選考方法

１）本機構に審査委員会を設け選考する。
２）審査委員は学内外から招へいする。
　①学内　産学官連携部門長、産学官連携部門の各系の教員、
　　地域連携企画室
　②学外　沖縄銀行、琉球銀行、沖縄 TLO
３）提出された提案書を書面にて審査・選考を行う。
　必要に応じてプレゼン審査を行う。

３．審査観点・項目

本事業の趣旨を踏まえ、以下の通り、審査観点・項目を設定する。

１）審査観点
　①研究シーズの完成度
　②研究シーズを活用した試作品（製品及びサービス）の実現性
　③試作品を踏まえた事業化の可能性
　④産学官連携への発展性

２）審査項目と点数配分
　①研究シーズの完成度（４０％）
　　・研究シーズは試作品等を作成できる段階に達しているか。
　　（追加の研究等が含まれていないか）
　②試作品の実現性（３０％）
　　・支援期間及び支援資金の範囲で試作品を開発できるか。
　　（学内で対応できない事項の委託先確保等の見通しがあるか）
　　（予算的に実現性があるか）
　③事業化の可能性（２０％）
　　・試作品を踏まえて事業化の可能性を検討できるか。
　　（試作品を評価する企業やユーザー等がいるか）
　④産学官連携への発展性（１０％）
　　・試作品等を活用して産学官連携等へ発展する可能性があるか。
　　・その他、評価できる点があるか。

３）審査方法

①上記の審査項目について５段階で評価する。

非常に優れている　：５点
優れている　：４点
普通（基準点）　：３点
劣っている　：２点
非常に劣っている　：１点

②重み付け

各評価項目に重み付けを行う。

・研究シーズの完成度：８
・試作品の実現性　：６
・事業化の可能性　：４
・産学連携の発展性　：２

③評価を踏まえ審査委員の合議により順位と予算を決定する。

④評価の結果、該当する提案がない場合は再公募を行う。

５．評価シート

項目	観点	評価	重み付け	配点	備考
①完成度	・研究シーズは試作品等を作成できる段階に達しているか。	5	8	４０	
②実現性	・支援期間及び支援資金の範囲で試作品を開発できるか。	5	6	３０	
③可能性	・試作品を踏まえて事業化の可能性を検討できるか。	5	4	２０	
④発展性	・試作品を踏まえて産学官連携等へ発展する可能性があるか。 ・その他、評価できる点があるか。	5	2	１０	

計：１００

【審議5】
令和元年５月９日
地域連携企画室会議　了承
別紙4

平成31(令和元)年度公開講座実施計画書

部局名　地域連携推進機構

① 講　座　名	「IoTシステムセキュリティ実践講座(応用編)」						
② コ　ー　ス	一般	③COC事業の後継事業(予定)との連携の可否	可	④修了証の発行について	不要	⑤ 受講対象者	情報セキュリティに関心がある社会人、学内外学生
⑥ 開 催 会 場	琉球大学　地域創生総合研究棟1F　産学官交流フロア					⑦ 募集人数	30人
⑧ 共 催 な ど	(後援)一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会　(協力)株式会社マストトップ						
⑨受講料の希望額	3,700円	理由(単価表によらない場合のみ記入)					

⑩ 講座の開設 趣旨・内容等	生活機器がインターネットにつながるIoT(Internet of Things)の時代が到来している。一方、これらの生活機器がサイバー攻撃に悪用されるインシデントが発生しており、国内外のサービスが一時的に利用不可になるような事例も発生している。これらのインシデントは、各IoT機器の基本的なセキュリティ設計や検証の不備が原因となっている事例が多いものとなっている。 本講座では、機械学習、遺伝的アルゴリズムを応用したプログラムの自動解析技術について学ぶほか、シミュレートされたスマートホーム環境に対して攻撃者がどのようなツールを使い、どのような視点から攻撃を仕掛けるのか、利用者にどのような影響があるのかを学ぶ基礎的な講習を行う。 本講座を通して情報セキュリティの最新技術や脅威分析・対策施行のための実践的な内容を受講者が習得することを目的とする。 第1回:2019/7/20(土) 13:00-16:00 (うち休憩15分) 題目:IoTセキュリティ概論 講師: (講演)荻野司(一般社団法人CCDS　代表理事) (演習)城間政司(株式会社マストトップ シニアエンジニア／一般社団法人CCDS 研究員) 概要: (講演)　IoTセキュリティ概論･･･近年のIoTセキュリティの動向について解説します。 (演習)セキュリティ検証ツール入門「OpenVAS」･･･脆弱性を検査するオープンソースのセキュリティ検証ツールOpenVASの演習を行います。また、脆弱性スキャン方法やNVT(脆弱性テストファイル)の動作概要を説明、実践します。 第2回:2019/9/28(土) 13:00-16:00 (うち休憩15分) 題目:カナリアトークンによる情報漏えい検知技術と、セキュリティ検証ツール入門「aircrack-ng, Hydra」演習 講師:城間政司(株式会社マストトップ シニアエンジニア／一般社団法人CCDS 研究員) 概要 (講演)リバースエンジニアリングや情報漏えいを検知するための技術の解説と、カナリアトークンのデモと、用途に関するディスカッションを行います。 (演習)WiFiのセキュリティを検証するaircrack-ngと、ID&パスワード認証システムを検証するHydraの演習を行います。 第3回:2019/11/23(土) 13:00-17:00 (うち休憩15分) 題目:演習(疑似スマートホームCTF ver.2) 講師:城間政司(株式会社マストトップ シニアエンジニア／一般社団法人CCDS 研究員) 概要: (演習)疑似スマートホームCTF ver.2を実施します。本演習では、疑似的に構築されたスマートホームに対するセキュリティ検証の演習を行います。本演習は2018年度に実施した演習の改良版であり、最新の事例を反映した新たな課題を設定 します。 第4回:2020/2/15(土) 13:00-17:00 (うち休憩15分) 題目:演習(セキュリティインシデント対応訓練) 講師:　調整中(セキュリティ製品を開発している会社より1名) 概要: (演習)企業におけるセキュリティインシデント発生時の対応を想定し、ボードゲーム形式でインシデント対応の訓練を行う教材「インシデント対応ボードゲーム」を行います。インシデント対応の模擬体験を通して、企業や学校が抱えるセキュリティ上の課題、インシデント対応における課題を洗い出すことが可能になります。
⑪ 担当講師 (代表者に○をつける)	荻野　司（一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会　代表理事、情報セキュリティ大学院大学 特任教授　）
	○城間　政司（ 株式会社マストトップ　シニアエンジニア／一般社団法人CCDS　研究員　）
	島袋　亮道（琉球大学　地域連携推進機構　地域連携企画室、特命准教授）
	他1名（セキュリティ製品を開発している会社より1名を予定・調整中）

⑫ プ ロ グ ラ ム

実施日	時間	講座内容	担当講師
2019/7/20(土)	13:00-16:00	◆講演:IoTセキュリティ概論(講師:荻野) ◆演習:セキュリティ検証ツール入門「OpenVAS」(講師:城間)	荻野、城間、島袋
2019/9/28(土)	13:00-16:00	◆講演:カナリアトークンによる情報漏えい検知技術(講師:城間) ◆演習:セキュリティ検証ツール入門「aircrack-ng, Hydra」(講師:城間)	荻野、城間、島袋
2019/11/23(土)	13:00-17:00	◆演習:疑似スマートホームCTF ver.2(講師:城間)	荻野、城間、島袋
2020/2/15(土)	13:00-17:00	◆演習:セキュリティインシデント対応訓練(講師:調整中)	荻野、城間、島袋(他1名)

⑬ 必要経費希望額の積算内訳	※　荻野先生の東京～沖縄の旅費金額について、要調整。
	合　計　0円
⑭ 備　考	学外から専門性の高い講師を招聘し、従来にない新しいIoT情報セキュリティ講座を行う。具体的には、機械語で表現されたプログラムを自動的に解析し、脆弱性を検査する技術や、シミュレートされたスマートホームに対して攻撃者の視点を分析し、未然のハッキング防御技術に活用するための講座とする。 受講者はハッキングする実体験から脅威を実感でき、情報セキュリティの重要性を再認識し、より高い危機意識を持つことができる。また、ハッキング手法を理解し、今後の防御手法の普及や、情報セキュリティに関する自らの研究開発に役立てる事ができる。

（様式）

重点施策推進経費　事業提案書

事業名	沖縄の亜熱帯・島嶼型の資源を基に更なる共同研究を誘致する活動の機能強化事業	事業番号	
事業概要	地域連携推進機構と研究推進機構に所属する教職員を中心に学内横断的な戦略的チームを編成し、国内外の民間企業等からの共同研究受入額及び数を向上させるためのグローバルな産学連携機能の強化事業を実施する。また、本提案は、本学の広報戦略とも密に関連する内容であるため、広報戦略担当部署とも連携して進め、本学のブランド力創造にも貢献できるよう実施する。		

実施体制		
氏名	所属部局・職名	役割分担
竹村　明洋	地域連携推進機構・副機構長（産学官連携部門長）	本取組における、地域連携推進機構と研究推進機構の産学連携活動の統括
島袋　亮道	地域連携推進機構・特命准教授	「２．事業期間内に実施する取組の具体的内容」の 1）から 4）の実施
羽賀　史浩	研究推進機構・上席 URA	「２．事業期間内に実施する取組の具体的内容」の 1）から 4）の実施

事業目的　適宜、図表等を用いてわかりやすく記載すること。

1．本学の機能強化との関連（中期目標・中期計画、新しい評価・資源配分の仕組みへの寄与等を記載下さい）

（１）総論

我が国の長期的な人口減による生産者人口の減少、大学進学率の上昇、経済活動や文化活動のグローバル化の進行、科学技術の更なる発展などにより、大学に対する社会の期待も変容している。その状況を踏まえ、文部科学省も各国立大学法人に対して変革を求めている。また、従来の運営費交付金以外の外部資金の自己調達による運営が強く求められている。

運営費交付金においては平成 16 年の法人化以降、10 年以上にわたって毎年 1%以上の割合で減少しており、外部資金獲得増のための施策の実施が国立大学法人の喫緊の課題となっている。その中、文部科学省と経済産業省は、民間企業との共同研究増加のための指針として、平成 28 年 11 月 30 日付で「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を取りまとめ、国立大学法人や国立研究開発法人による「本格的な共同研究」の必要性等を盛り込んだ指針を示し、これにより産学官の集中的な取組による指針の実効性確保と共同研究の拡大・深化を目指している。

本学は、本学が有する研究・教育資源と沖縄の有する亜熱帯・島嶼型の資源を基に、国内外の民間企業等と共同研究を実施する事で、受託研究や寄付金等の源泉である研究・教育シーズを創出している。研究・教育シーズは、本学の資産であり本学の持続的発展の源泉であるとともに、本学が行う地域貢献活動の源泉でもある。

ところが、本学の共同研究受入額は、受託研究受入額と比較した場合、少額となっており低迷している。文科省統計によると、本学における平成 28 年度の共同研究受入額は 1 億 3,334 万円、受託研究受入額は 9 億 4,078 万円、平成 29 年度の共同研究受入額は 1 億 4,491 万円、受託研究受入額は 11 億 5,443 万円となっている。共同研究受入額と受託研究受入額を比較すると、平成 28 年度の共同研究受入額は、受託研究受入額の約 14.1%、平成 29 年度は約 12.5%となっており、いずれの年度においても、受託研究受入額と比べ、共同研究受入額は少額となっている。なお、平成 29 年度の受託研究受入額が前年度よりも顕著に向上しているが、これは、本学がこれまで培ってきた研究実績の社会還元活動が功を奏している表れとして捉える事ができる。ただし、それら受託研究受入の源泉でもある研究・教育シーズを創出する共同研究の低迷には、大きな課題が残る。

また重点支援①を選択した同規模の他の地方大学との比較においても、本学の共同研究受入額は少額であり、低迷している実態が顕著に表れている。本学と鹿児島大学における共同研究受入額を比較すると、平成 28 年度の本学の共同研究受入額は、同年の鹿児島大学の 48.5%、平成 29 年度の本学の共同研究受入額は、45.1%となっており、他大学との比較においても本学の共同研究受入額は少額で低迷している。

伸びの弱い共同研究受入額を増額させ、将来の受託研究等を生み出す研究シーズの拡充に着手することが、研究力・教育力の強化を持続的に果たすうえで重要であり、そのための共同研究の誘致活動の機能強化が、本学の喫緊の課題である。

（２）第３期中期目標・中期計画における取組の位置づけ

本学は、平成 28 年度から開始されている第 3 期中期目標期間において、「地域活性化の中核的拠点となるべく社会変革にしなやかに対応できるイノベーティブな大学としての歩みを加速する」事を方針として掲げている。また、その方針の中においては、「③ 産学

官連携と国際連携による組織的な連携を通じて多様な力を結集し、大学資源を有効に活用して、教育研究力をグローバルに展開する」と定めている。その意味において、本取組は、地域連携推進機構と研究推進機構が組織的に連携し、本学のこれまでの卓越した亜熱帯・島嶼に関連する研究成果と、沖縄の持つ豊かな研究フィールドの双方を大学資源として戦略的に有効活用し、グローバルな視点に立った共同研究誘致活動を実施する事で、国際的な共同研究受入額及びその数を向上させる取組である。本取組は、本学の研究・教育力をグローバルに展開させる取り組みであり、第 3 期中期目標期間中の方針に合致するものである。

また、上記の国際的な共同研究の成果を基に、産学連携活動の一環として事業創出の支援まで実施する事で、本学は地域に大きな貢献を果たす事が可能となる。島嶼地域のニーズを起点としその課題解決を図る地域連携推進機構の取組と、島嶼の地域的特性を生かしたユニークな研究の活性化や研究成果の社会還元を支援する研究推進機構の取組は、民間事業創出（プロデュース）の観点から見れば、表裏一体の関係にあり、本来は連動して行われるべき取組である。それら両機構の取組を、地域貢献やその源となる研究成果を創出する研究企画の観点から融合させ、連携を強化し共に活動することは、研究成果の社会実装や事業創出の動きを加速させ、本学の後継の教育・研究成果の連鎖を生む力となる。

また国における議論では、「民間資金獲得等に応じて運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みの導入」や、ボーダーレスな挑戦の必要性として、国外企業とも積極的に連携して共同研究を進めるべきとする、イノベーション創出の連鎖を起こす「イノベーション・エコシステム」の仕組みの構築が、大学に期待されている。

本取組によって本学は、グローバルな視野に立ち、地域の国際競争力を増すイノベーションを目指し、地域と密着した持続可能な大学ブランドを志向していくべきである。

（３）新しい評価・資源配分の仕組みへの寄与等について

上記までで述べたように、本学は、その強み・特色のある分野で、世界的な視野に立ち共同研究受入の向上を目指すべきである。そのためには、地域連携推進機構や研究推進機構といった部局の枠を超え、新しく学内横断的な産学連携活動の体勢を整備する事が必要である。第 3 中期計画の中間地点である平成 31 年度以降から、将来の第 4 期中期目標・中期計画も見据え、本学の地域貢献力や、その源泉である研究力・教育力を持続的に強化していくために、よりグローバルな視野に立った学内横断的な産学連携活動をその中核的な成長戦略の中心に据えるべきである。

２．事業期間内に実施する取組の具体的内容

上述した項目１．の内容を踏まえ、具体的には以下の活動を行う。

１）世界を視野に入れた共同研究の誘致活動の機能強化を図るため、効率的かつ効果的な共同研究誘致の活動を行うための学内横断的な戦略チーム体勢の構築

２）国内外の民間企業のニーズを把握している研究マッチング機関等とのネットワークの構築

・国内外の研究マッチング機関等とのネットワーク構築及び、それらとの連携による共同研究の誘致活動を行う。

３）共同研究受入の向上を前提とする学外人材とのネットワーク形成のための招聘研修会の開催

４）産学連携関連ウェブサイトの再構築費用（一部、外部業者委託）

・本学の研究教育シーズを広く国内外の関係機関に周知するため、及びこれらシーズに基づくグローバルな産学連携活動の円滑な実施を図るため、研究教育シーズのデータベースの整理や更新、及び産学連携活動に関連する本学ウェブサイトの再構築を、専門的業者と連携し実施する。

※１　2019 年 5 月現在、本学は国内 1 か所（東京オフィス）、国外 5 か所（台湾〔台北市〕、米国ハワイ州〔ホノルル市〕、ラオス国〔ビエンチャン市〕、ドイツ〔デュッセルドルフ市〕、ブラジル〔サンパウロ市〕）にサテライトオフィスを設置している。本提案が採択に至った場合には、それらの拠点を積極的に活用して、共同研究の誘致活動を実施する。その際には、本学の研究・教育及び研究開発事例等を用い、具体的に提示する。

※２　本学のサテライトオフィスの積極的活用とあわせ、地方自治体（例：沖縄県庁）の有する海外事務所等も活用し、連携しながら誘致活動を実施する。

※３　本提案は、本学の広報戦略とも密に関連する内容である。そのため、広報戦略担当部署とも連携し、本学のブランド力創造にも貢献できるよう実施する。

３．本事業により期待される成果（可能な限り、数値目標等も含めて記載下さい）

共同研究受入額（国、独法除く）及び受入数の増加

（2019年度所要額明細）

積　算　内　訳	金額（千円）	備　　考
謝金	1,000	「２．事業期間内に実施する取組の具体的内容」の1）から4）に必要な講師謝金等
旅費	2,000	「２．事業期間内に実施する取組の具体的内容」の1）から4）に必要な旅費等
備品費		
消耗品費		
印刷費		
外注費①	3,500	学外研究マッチング機関への業務委託費用
外注費②	3,500	産学連携関連ウェブサイト再構築業務
計	10,000	

（その他）

本提案の構想イメージ全体図

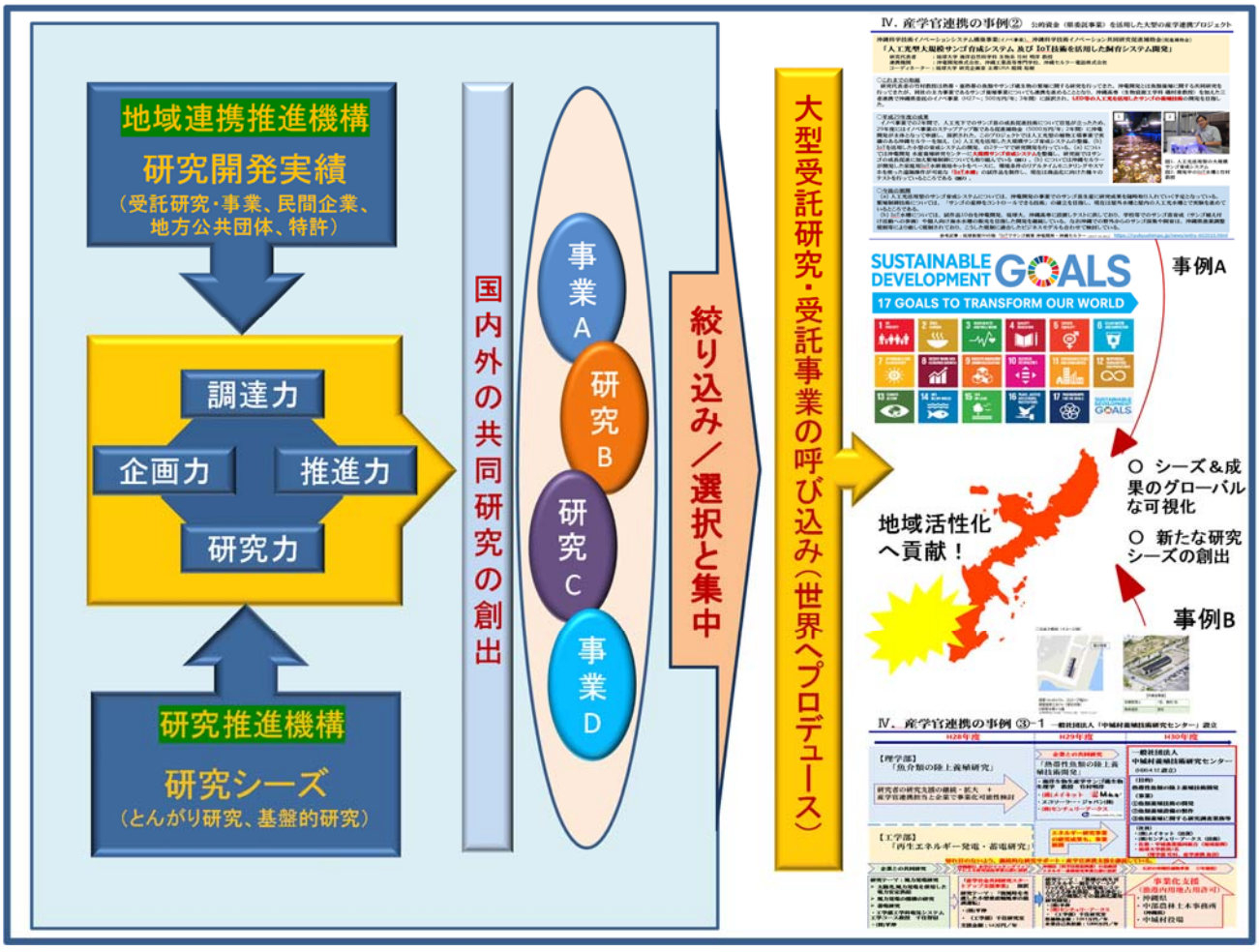

（様式）

重点施策推進経費　事業提案書

事業名	大学・地域連携による高度人材育成事業 ～オール沖縄による地域公共人材の育成と活用～	事業番号	
事業概要	本学では一般財団法人地域公共人材開発機構が認証する「初級地域公共政策士」の資格認証を受け、2019 年度から同資格取得プログラムを実施している。 この実績を踏まえ、本事業は沖縄の産官学が連携し、新しい公共を担う地域公共人材育成のために開発された修士レベルの地域資格制度「地域公共政策士」について、地域の人材ニーズを踏まえた育成と活用をオール沖縄で推進するものである。 本事業の特徴は、沖縄の産官学が一体となり、地域公共人材の養成に向けた体系的教育カリキュラムと運用スキームを開発する点にある。また、地域社会の公共的課題に応えることができる人材、すなわち地域公共人材の活用をオール沖縄で推進していくことにある。さらに、本学に大学院修士課程プログラム「地域公共人材研究プログラム（仮称）」が設置され、本学地域連携推進機構に「公共政策研究センター（仮称）」が設置される。 本事業の推進により、地域課題解決や地方創生に向けた多様な取り組みの現場で、本教育プログラムの修了生がプロジェクトリーダーの役割を担い、様々な政策提言を行うなど、沖縄の活力ある地域社会の実現が期待される。また、地域公共政策士資格養成プログラムの地域展開の拡大は、地域公共政策士の資格が沖縄県下の自治体、ＮＰＯ、民間企業等での採用活動における能力証明「社会的パスポート」として活用されることも期待されている。		

実施体制		
氏名	所属部局・職名	役割分担
畑中　寛	地域連携推進機構 特命准教授	本事業の全体統括、公共政策学担当
島袋　純	教育学部　教授	政治学担当
高畑　明尚	国際地域創造学部 教授	社会政策学担当
本村　真	人文社会学部教授	社会学担当
富永　千尋	研究推進機構 特命教授	行政学担当
他		

事業目的　適宜、図表等を用いてわかりやすく記載すること。

１．本学の機能強化との関連（中期目標・中期計画、新しい評価・資源配分の仕組みへの寄与等を記載下さい）

第 3 期中期目標・中期計画の方針にあるように、本学は、第 3 期中期目標期間において、地域活性化の中核的拠点となるべく社会変革にしなやかに対応できるイノベーティブな大学としての歩みを加速するため、他大学との連携を図りながら、以下の 3 つの項目について重点的に実施する。

① 異なるものとの協働により、創造活動を生み出し続けるキャンパスを創出する。

② 「創造的な発想力」と、地域や地球規模での新たな課題に対して「果敢に挑戦する力」を持った人材を育成する。

③ 産学官連携と国際連携による組織的な連携を通じて多様な力を結集し、大学資源を有効に活用して、教育研究力をグローバルに展開する。

２．事業期間内に実施する取組の具体的内容

① 沖縄で求められる地域公共人材像及び活用の検討【2019 年度】

沖縄産学官協働人財育成円卓会議[1)]を開催し、沖縄で求められる地域公共人材[2)]像や人材活用（雇用）について検討を行う。また、検討結果を「沖縄産学官協働地域公共人財活用計画」として取りまとめ、参加企業・団体による資格人材の登用や採用を担保する。

1) 平成 25 年 12 月 14 日、沖縄県内の高等教育機関、行政、企業、経済団体の関係者等約 50 人が出席し、従来の産学官連携の枠を超えた対話を通し人財育成に関する具体的なアクションを起こす機会とする目的で設立された。内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、市町村、県内企業、経済団体、支援機関、金融機関、高等教育機関、報道機関等の 57 機関により構成。会長は本学（前）学長。

2) 地域社会に関する多様な理論・政策・地域活動を理解でき、地域社会の改革や発展のための計画やプログラムの策定を、主体的に実行することができる知識・技能・職務遂行能力を持った、公共的なマインドを有する人材。本事業では、沖縄型の地域公共人材を定義する。

② 地域公共政策士取得プログラム及びキャップストーンプログラムの開発【2019～2020 年度】

沖縄産学官協働人財育成円卓会議での検討を踏まえ、同会議の「地域公共人材ワーキンググループ（仮称）」にて、修士課程プログラムの柱となる地域公共政策士[3)]取得プログラムとキャップストーンプログラム[4)]の開発を行う。なお、教育プログラム開発のポイントは以下の４項目となる。

・沖縄県内の自治体やＮＰＯ等の研修システムとの連携（推薦院生枠の設定）
・県内大学と連携した公共人材教育プログラムの協働実施
・包括連携協定等の地域連携による公共人材教育プログラムの開発
・離島の振興と連携を目的とした公共人材教育プログラムの開発

3) 地域公共政策の担い手に求められる能力を具体化した職能資格であり、一財）地域公共人材開発機構（COLPU）が認証機関となる。第一種プログラム（学部レベル相当）、第二種プログラム（大学院レベル相当）、共通プログラム（大学院レベル：共通の特別講義とキャップストーン科目）を修了して、COLPU に申請することで資格を取得することが出来る。この資格は大学発でありながら職業能力を示す客観的なものとして設計されているため、大学と社会・地域を新たな、そして具体的な形で連携させる取り組みとして注目されている。実際、文部科学省をはじめ、京都府・京都市とも情報共有を重ねつつ展開してきており、社会的にも、あるいは就職活動の場などでもアピールしうるものである。

4)（Capstone）1990年代 に、米国において考案された、公共政策・公共行政分野における実践的教育プログラムである。このプログラムを通じて、学生は、大学、大学院における、これまでの学びの「総仕上げの、総合的な経験をするプログラム」として、学士課程、修士課程まで学び積み上げてきた理論的知識を基礎に、応用として、社会の現実的な諸問題の解決に資する解決策を提示し、最終的に、実践プロセスについて評価を受ける。いうならば、大学、大学院における、 これまでの学びの「総仕上げの、総合的な経験をするプログラム」である。

③ 大学院修士課程プログラム「地域公共人材研究プログラム（仮称）」を設置【2021 年度】

本学に地域連携に基づく大学院修士課程プログラム「地域公共人材研究プログラム（仮称）」（文理横断型の研究科共同運営大学院を想定）を設置する。なお、本プログラムが対象とする院生は、沖縄産学官協働人財育成円卓会議に参加する自治体や企業の推薦院生に加え、各学部からの院生や一般社会人院生も受け入れる。本プログラムでは、自治体や企業と連携した実践的な地域連携型公共人材教育プログラムをはじめ、企業・団体と連携した院生インターンシップやキャップストーンプログラムを実施する。

④ 「公共政策研究センター（仮称）」を設置【2020～2021 年度】

地域公共人材研究プログラム（仮称）修了生及び地域公共政策士の人材交流やネットワーク、地域への人材派遣を行う「人材バンク」としてのセンターを本学地域連携推進機構に設置する。また、同センターはシンクタンク機能も併せ持ち、自治体・ＮＰＯ等から研修目的で派遣された政策研究員が地域公共政策士と連携し、地域課題解決に向けた調査研究（受託研究）に取り組む。

なお、本学地域連携推進機構が取り組む「沖縄型アクティブ・シンクタンク」では、学外機関の人材を登用し学内の教職員との協働を図り、地域企業でのインターンシップの充実を図る目的で「交流人材バンク（センター）」が設置される予定で、本センターとの共用運営が想定される。

図１　事業イメージ図

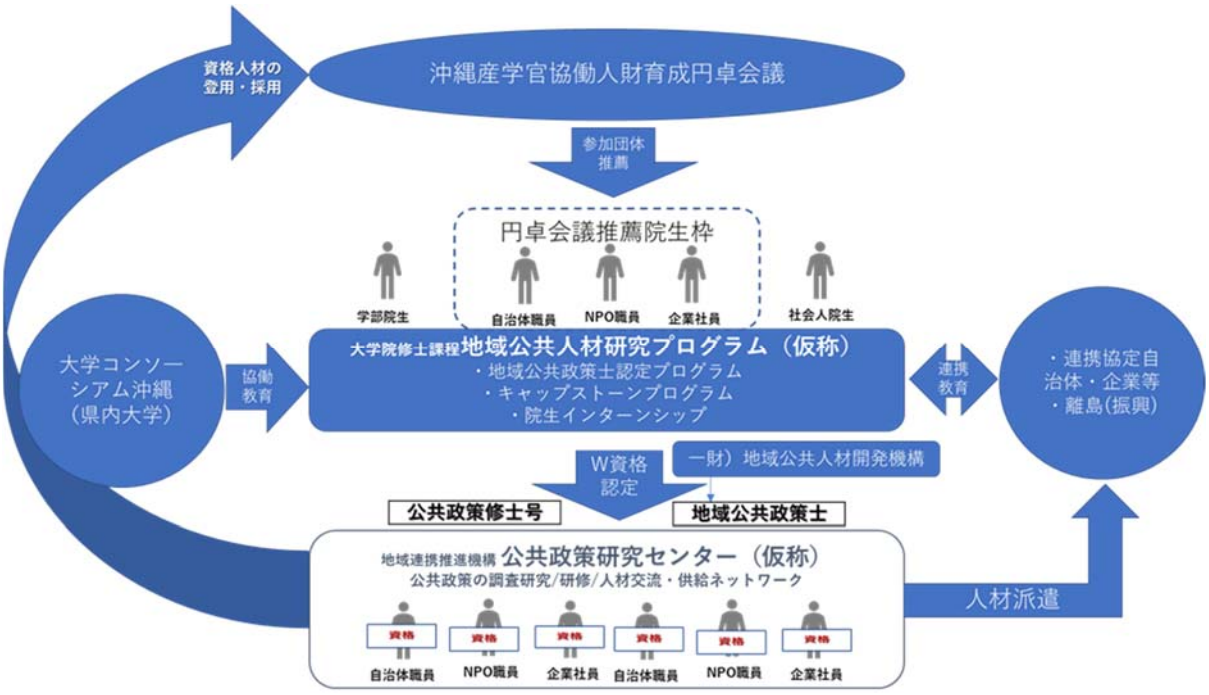

表１　事業のスケジュール（３ヵ年）

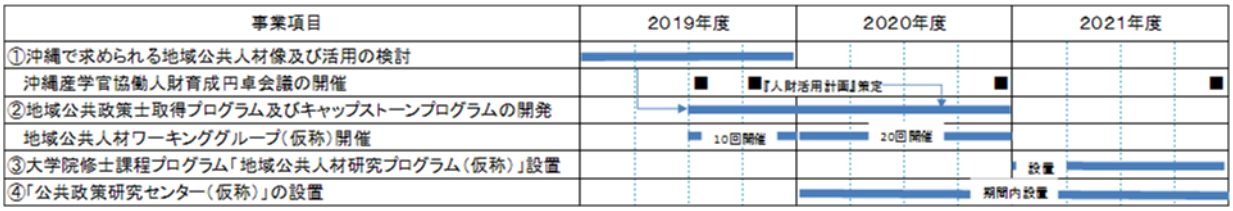

３．本事業により期待される成果（可能な限り、数値目標等も含めて記載下さい）

2021 年の大学院設置以降、「地域公共政策士」の資格人材を毎年 10 人程度輩出することを想定している。また、修士課程プログラム「地域公共人材研究プログラム（仮称）」を修了していれば、公共政策の修士号も併せて取得することが可能となり、このようなW資格人材を毎年 5 人程度輩出することも想定している。

「地域公共政策士」は民間資格ではあるが、欧州資格フレームワーク（European Qualifications Framework, EQF）と連動が図られており、日本版資格枠組み（Japanese Qualifications Framework, JQF）のプレ資格枠組み制度として評価されている。また、文部科学省の定める履修証明制度、厚生労働省の定めるジョブ・カード制度と連動が図られている。地域課題解決や地方創生に向けた多様な取り組みの現場を設定するような展開が始まる中、地域公共政策士資格教育プログラムの地域展開及び域学連携の基盤の拡大は、地域公共政策士の資格が自治体、NPO、民間企業等での採用活動における能力証明「社会的パスポート」として活用される可能性が期待されている。地域公共政策士のなかには、資格取得を通じて培った能力を活かし、次々と政策提案をする行政職や、プロジェクトリーダー的な役割を担う者などが活躍している。

また、「公共政策研究センター（仮称）」人材登録者数は、設置初年度を 30 人（教員含む）とし、設置 2 年目には 50 人を想定している。

（2019年度所要額明細）

積　算　内　訳	金額（千円）	備　　考
		（例）
人件費	４，０００	コーディネーター（助教クラス）
会議費（謝金含む）	２，０００	円卓会議 500 千円×2、ﾜｰｷﾝｸﾞ 100 千円×10
調査旅費	１，０００	沖縄－東京×10 回
備品費	８００	
消耗品費	５００	
印刷費	５００	
計	８，８００	

（その他）

（様式）

重点施策推進経費　事業提案書

事業名	大学・地域連携による地域志向人材育成事業 ～地域協働による地域志向教育の全学展開～	事業番号	
事業概要	本学では学生の地域志向の向上に向けて、学士課程の共通教育科目において、地域の特徴や課題を学ぶ科目として地域創生科目を開設してきている。その牽引となっているのが、文部科学省の保持事業として採択された「大学ＣＯＣ事業」や「ＣＯＣ＋」の取組みであり、地域志向科目の拡充、地域志向科目の全学履修体制の構築、「地域創生副専攻」の開設等が進められてきている。特にＣＯＣ＋によって、地元の自治体や企業等との地域協働による地域志向科目の開講や正課外での取組みが実施され、地域志向教育における学外との協力体制の構築や連携ノウハウが蓄積されてきている。 地域志向教育の実施には、学外との継続的な調整（地域のニーズが変化するだけでなく、役所・企業の担当者も異動になるため継続的な調整が必要となり、この調整ができる教員の配置が重要である）の他、学生の実習費用や外部講師の招聘費用等の経費も必要となることから、「ＣＯＣ＋」終了後の全学的な取組みとして「地域協働による地域志向教育」を事業として明確に位置づけ、実施の安定化を図るものである（「大学ＣＯＣ事業」で開発した教育プログラムについては、戦略的地域連携推進経費の「地域志向活動トライアル経費」により継続的に実施している取組みがある。「ＣＯＣ＋」においても同様に「重点政策推進経費」において項目立てすることにより、教育プログラムの継続や全学展開に向けた対応を行うものである）。 本学における地域志向教育の全学的な「地域協働による地域志向教育」の実施によって、主に教育分野に係る中期計画「４．学士課程の共通教育科目において、地域社会に関する知識を深めつつ考える能力を高め、社会貢献意識を学生に身につけさせるため、地域の特徴や課題を学ぶ科目として地域創生科目を開設する。」や、地域連携に係る中期計画「26. 地域の企業や自治体等のニーズに応えた人材を育成するため、地域志向のプログラムや地域創生科目の拡充を進める。また、COC 事業やトビタテ留学 JAPAN 等の地域協働事業の展開を通して、本学が育成する人材の地元定着化に取り組む。」を実現することが可能になる。これにより、本学の地域貢献大学としての学生への地域志向教育の体制が整うこととなる。		

実施体制		
氏名	所属部局・職名	役割分担
小島 肇	地域連携推進機構 特命准教授	地域協働による地域志向教育担当
地域創生副専攻 教員組織構成教員 等		地域協働による地域志向教育担当

事業目的　適宜、図表等を用いてわかりやすく記載すること。

１．本学の機能強化との関連（中期目標・中期計画、新しい評価・資源配分の仕組みへの寄与等を記載下さい）

「地域協働による地域志向教育」は中期計画の「４．学士課程の共通教育科目において、地域社会に関する知識を深めつつ考える能力を高め、社会貢献意識を学生に身につけさせるため、地域の特徴や課題を学ぶ科目として地域創生科目を開設する。」や「26．地域の企業や自治体等のニーズに応えた人材を育成するため、地域志向のプログラムや地域創生科目の拡充を進める。また、COC 事業やトビタテ留学 JAPAN 等の地域協働事業の展開を通して、本学が育成する人材の地元定着化に取り組む。」の実現に向けた取組みと位置づけられるほか、「35．国内外の地域が持つ課題の解決に向けて、沖縄県系人ネットワーク及び独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携し、沖縄県系人留学生や研修員の受入及び専門家の派遣による国際協力事業を実施する。また、外国人留学生や外国人研修員を活用し、地域の小中学校において出前講義等を行い、国際理解を促進するための取組を行う。」における留学生の沖縄理解等の促進や地域をフィールドとした日本人学生との合同演習等にも寄与する取組みである。また、「地域協働による地域志向教育」の実現には、学外との継続的な調整が必要になるが、これにより研究や教育分野における学外のニーズやシーズの把握、マッチングも可能になり、地域ニーズの学内への取り込みや、教育・研究成果の学外への還元等も併せて実現できる。（例えば今年度で終了するＣＯＣ＋ではこれまでに、ＲＣＣ事業担当教員による正課・正課外の実習を自治体の協力も得て実施しているほか、教育学部の実習の地域での受け入れ、国際教育センターが実施する留学生の実習における自治体の支援、ＪＳＴ採択事業として実施する事業への地元企業の協力等、本学が実施する「地域志向教育」における地域協働を学内外の機関と調整し実施してきている）。

２．事業期間内に実施する取組の具体的内容

① 「地域志向教育」の実施に関する全学的な方針を取りまとめ、全体の成果の検証と改善に係る PDCA サイクル及びその実施体制の構築を行う（学内の実施体制としては、関連する機構等からなる「地域志向教育センター（仮称）」を新たに設置し担当する）。

② 上記の方針及び体制のもと、本事業による予算等も活用した学生の実習（正課及び正課外）や外部講師の招聘等の「地域志向教育」を地域と協働で実施する（ＣＯＣ＋で構築した地域（自治体・企業等）との連携体制をフルに活用するとともに、成果の検証と改善に係る PDCA サイクルについても実施する）。

３．本事業により期待される成果（可能な限り、数値目標等も含めて記載下さい）

「地域協働による地域志向教育」により、学生が地域の特徴や課題を学ぶことで、地域社会に関する知識を深めつつ考える能力を高め、社会貢献意識を学生に身につけさせる教育が可能となる。さらに、すでに一部実施しているように留学生の沖縄理解等の促進や地域をフィールドとした日本人学生との合同演習等にも寄与する効果も期待できる。また、「地域協働による地域志向教育」の実現には、学外との継続的な調整が必要になるが、自治体・企業等とのこれらの調整により、研究や教育分野における学外のニーズやシーズの把握、マッチングも可能になり、地域ニーズの学内への取り込みや、教育・研究成果の学外への還元等も併せて実現できる。

（2019年度所要額明細）

積　算　内　訳	金額（千円）	備　　考
人件費（助教１名）	４，０００	助教１名
（参考）2020 年以降 ・地域での実習等地域志向教育の実施にかかる経費 ・人件費（准教授１名） ・人件費（助教１名）	（５，０００）	講師謝金、実習旅費、消耗品費、資料印刷費等 准教授１名 助教１名
計	４，０００	

（その他）

本事業による予算等を活用した学生の実習（正課及び正課外）や外部講師の招聘等については、2019年度は既にシラバス等確定し、授業科目は開講しており、年度内の新たな実施は現実的ではないことから、2020 年度から開始することとし、主な必要予算も 2020 年度から計上することとなる。参考値として、地域志向教育として学生の実習費用や外部講師の招聘費用等の必要経費としては 5,000 千円（ＣＯＣ＋）の規模である。

このほかに、ＣＯＣ＋終了後、学外との継続的な調整ができる教員の人件費が必要となる。

学内財第　　１３　号
平成３１年４月１１日

理　　事　　殿

学　　長
（公印省略）

２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業の提案について（依頼）

平成２８年度から学長裁量経費として「戦略的重点配分経費」及び「学長特別政策経費」を確保してきたところです。２０１９年度は新たな課題への対応等を行うため、学長裁量経費の既存の枠組みについて見直しを実施し、戦略的重点配分経費の継続相当分については確保したところです。そのうえで、学長特別政策経費において、学長トップダウンの施策を推進するための「重点施策推進経費」を確保しました。

ついては、理事の担当職務における重点施策を推進する事業について、別添提案要領のとおり募集いたしますので、下記期日までに提出願います。

記

提出期限　：　平成３１年５月１５日（水）

本件担当　財務企画課課長代理　久保田
Mail：zkhosasy@acs.u-ryukyu.ac.jp
内線：８０４２

予算・資金運用係
Mail：zkyosan@acs.u-ryukyu.ac.jp
内線：８０４８

２０１９年度学長特別政策経費重点施策推進枠事業　提案要領

１．経費の基本的な考え方

「重点施策推進経費」については、学長のリーダーシップのもと、第４期中期目標期間を見据えた機能強化や、新しい評価・資源配分の仕組みの導入への対応等に取り組む施策を重点的に支援する。

２．経費の総額　　：　　３３，９６０千円　（２０１９年度予算額）

３．事業審査・経費の配分方法等

理事の担当職務における重点施策を推進する事業について、学長のリーダーシップにて採択・配分額を決定する。

なお、各理事からの提案は「重点施策推進経費　事業提案書」により行うものとし、提案事業は３件を上限とする。（戦略的重点配分経費の見直しにより、やむを得ず取りやめとなった事業も可能とする。）

また、採択事業にかかる経費は、原則、各理事の所管事務部門へ配分し、事業目的に沿って、適切に執行・管理を行うものとする。

４．その他

採択事業については、進捗・実施状況等を把握するため、必要に応じて役員等懇談会でヒアリングを行う場合がある。

５．提出期限：平成３１年５月１５日（水）

【報告2】
令和元年 5 月 10 日
産学官連携部門会議　了承

学内地連第　６５号
令和元年５月１５日

各部局の長　　殿

地域連携推進機構長
（公印省略）

令和元年度　産学官金共同研究スタートアップ支援事業の公募について

平素より当機構の業務運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、当機構では、本学の研究シーズと地域ニーズまたは企業ニーズをマッチングし産学官連携の共同研究開発の支援を行うことにより地域振興・地域産業の活性化に寄与するとともに、本学における教育研究活動の活性化を図ることを目的として「令和元年度産学官金共同研究スタートアップ支援事業」を実施します。

つきましては、貴部局所属の教員への周知方よろしくお願いします。
なお、本事業の趣旨をご理解いただき、申請を希望される場合には、公募要項に基づき、５月３１日（金）１２時までに別紙申請書（様式１～３）を下記担当まで提出願います。

今回、標記事業を実施するに際して、株式会社沖縄銀行様よりご支援（寄附）いただき事業公募していますことを申し添えます。

【担当】
総合企画戦略部地域連携推進課
産学連携推進係　與儀・天願
内線：８０３１
E-mail　sangaku@acs.u-ryukyu.ac.jp

令和元年度　産学官金共同研究スタートアップ支援事業
公 募 要 項

琉球大学地域連携推進機構・株式会社沖縄銀行

１．事業概要

琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）では、本学の研究シーズと地域ニーズ又は企業ニーズをマッチングし、産学官連携の共同研究を支援することにより、地域振興・地域産業活性化に寄与するとともに本学における教育研究活動の活性化を図ることを目的として、「令和元年度 産学官金共同研究スタートアップ支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

（１）目的

本事業は、地域又は企業のニーズ・アィディア（以下「地域・企業ニーズ等」という。）を踏まえた、本学が保有する研究成果・アイディア（以下「シーズ等」という。）に基づく産学官連携による共同研究を支援することにより、新商品や新サービス等に関する研究開発並びに新事業・新産業の創出及び地域の振興に係る事業戦略等の策定に寄与することを目的としております。また、国や沖縄県が実施する他の支援事業などへの提案に向けた、さらなるブラッシュアップを図ることを目的としています。

（２）実施方法

①本学教員に対して地域・企業ニーズ等の解決並びに活用に資する研究テーマの公募を行います。
②申請された研究テーマについて機構が設置する審査委員会にて選考いたします。
③採択された研究テーマは、本学教員が研究責任者（プロジェクトリーダー）として地域又は企業と共同で研究を実施します。

（３）支援内容

①研究資金支援

以下に掲げる経費を支援します。

a 研究開発費（消耗品等物品費、旅費、人件費）
b 分析データ取得等に必要な経費
c 事業戦略等策定に係るマーケティング等研究調査費
d その他、地域・企業ニーズ等の解決並びに活用に資するための経費

（注意：機械装置等備品は購入できません。ただし、理由書（任意様式）を提出し、審査委員会で本事業での必要性が認められた場合は除く。）

②コンサルティング支援

本事業の連携企業先である沖縄銀行のコンサルティング支援をします。

a 共同研究成果周知
b 事業計画策定支援
c 専門家派遣支援
d 公的助成公募支援
e クラウドファンディング・ファンド等のファイナンス支援
f 販路開拓支援（国内外）
g ビジネスマッチング支援
h その他必要な支援

（４）支援期間

令和元年７月１日（予定） ～ 令和２年３月３１日とします。

２．申請資格

①本学の教員（教授・准教授・講師（常勤）・助教）とします。

３．申請要件

①研究シーズ等により地域・企業ニーズ等の解決並びに活用へとつながること、及び達成すべき目標が明確であること。

②シーズ等については理工系、人文学系等の分野を問わない。

③申請は、１教員当たり１研究テーマとする。

④類似のテーマで他の支援事業等に提案し、本事業及び他の事業の両方から採択された場合はいずれか一つを選択する。

⑤以前に採択された研究であっても再申請は可能とする。

４．支援金額・採択件数

①１研究テーマ当たり５０万円（税別）以下とする。

②採択件数は、最大１２件とする。

５．提出する書類および申請書提出先

別紙申請書に必要事項を記載の上、令和元年５月３１日（金）１２：００（期限厳守）までに総合企画戦略部地域連携推進課産学連携推進係へメールにて提出してください。

【メールアドレス　sangaku@acs.u-ryukyu.ac.jp】

申請書の様式

□【様式１】基本情報

□【様式２】研究課題開発内容

□【様式３】積算書

６．審査基準と選考

（１）審査の方法

機構が設置する審査委員会において、1次審査（書類審査）・2次審査（ヒアリング）にて採択可否を決定します。審査委員会は非公開で開催し、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

（２）審査の観点

審査（形式審査は除く）は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

①地域・企業ニーズ等に基づいて取り組むべきシーズ等を用いた研究開発の目標及び計画がより具体的かつ明確であり、妥当なものであること。

②提案のシーズ等、あるいはその活用方法等に新規性があり、優位性、有用性が認められること。

③地域、産業の発展に繋がるイノベーション（地域事業戦略等に係る調査等、シーズ開発、研究開発、ビジネスシステム構築、販路開拓等）につながる可能性があること。

④目標達成のために適切な研究計画が具体的に記載されており、かつその内容が合理的と認められること。

⑤本共同研究の実施により、さらなる研究開発に繋がることが期待されること。

⑥積算経費の妥当性

（３）審査の決定及び通知について

審査結果については、採否にかかわらず、申請者に通知します。

７．研究開発の実施

（１）支援経費および予算執行

支援経費は、研究の遂行に直接必要な経費および研究成果のとりまとめに必要な経費とします。支援経費は、原則として事業終了後に機構予算からの予算付替となります。（それまでの間は、申請者の大学運営費で配分されています研究費での執行となります。）

（２）研究開発成果と報告義務

①研究開発成果報告書

申請者は、本共同研究終了後、研究の成果をとりまとめた「研究開発成果報告書」を機構へ提出しなければならない。

また、研究成果報告会を開催しますので、その場合は、発表用パワーポイント資料を用いて研究成果の発表をお願いします。なお、研究開発成果報告書を本事業の成果報告として公開する場合がありますので、その場合は、内容について申請者と協議いたします。

②特許出願等について

本共同研究の実施により発明等があり特許出願等を行う場合は、発明に関する本学の規定等に則り、速やかに機構へ連絡してください。なお、共同出願を行う場合は共同研究する企業等との協議が必要となります。

（様式1： 基本情報） **※申請書中の例示・注釈文・赤字等は申請時に削除してください。**

（琉球大学地域連携推進機構・沖縄銀行）

令和元年度　産学官金共同研究スタートアップ支援事業
申請書

1. 基本情報（必須）

課題名			
課題概要	※ 当該研究開発課題の概要を、記載してください。 ※ 図、表の使用は不可です。		
分　野		**研究開発期間**	令和元年7月～令和2年3月

2. 申請者情報

① 研究者情報

所属 部局等 学科名			
研究者 氏名		**研究者 フリガナ**	
役職			
TEL		**FAX**	
e-mail			

② 企業等の研究開発関係者情報[注1]（非公開）

企業等名			
連絡担当 者氏名		**フリガナ**	
所属部署		**役職**	
郵便番号		**住所**	
TEL		**FAX**	
e-mail			

注１　ここで記載された情報は「様式2」の「地域・企業ニーズ等」とともに非公開です。

（様式2）

研究開発課題の内容

Ⅰ．申請課題の内容　※ Ⅰ及びⅡについて、3枚（A4）程度でまとめてください。

1）地域・企業ニーズ等の詳細（必須）

※　本申請において**地域・企業ニーズ等の概要等を具体的に**記載してください。
（ここで記載いただく情報は公開しませんが、本機構内で活用させていただくことがあります）。

2）地域・企業ニーズ等解決並びに活用に資することが見込まれる大学の研究成果（必須）

※ 地域・企業ニーズ等を解決ならびに活用する可能性が見込まれる大学の研究成果（本申請による研究開発の基礎となる大学シーズ）を具体的に記載してください。
※ **「研究の経緯」「研究成果（わかった事）」「解決すべき課題（まだわかっていない事）」「将来展開（想定される用途、利用分野）」**について具体的に記載してください。

3）申請課題の妥当性、独創性（新規性）及び優位性（必須）

※ 申請課題の妥当性、独創性、新規性あるいは、技術内容の有効性、独創･優位である根拠等の観点から記載してください。

4）事業化等の方向性

※ 製品・サービス等内容（実現しようとする製品・サービスのイメージを記載してください。）
※ 顧客ニーズ
・誰がどのようなニーズにより利用する製品・サービスなのか記載して下さい。
・今後、考えられる潜在的なニーズがあれば記載して下さい。

5）他の支援事業への提案状況（必須）

- 有（事業名：　　/採択結果通知(予定)日：　　）
- 無

Ⅱ．研究開発目標と研究開発内容

研究開発期間で達成しようとする研究開発目標及び内容について記載してください。

1）目標（必須）

※ 地域・企業ニーズ等解決ならびに活用の可能性が判断できる事項を明示した目標を設定し、記載してください。このとき、評価解析すべき実験データの概要を定量的な数値（実験データ）、満たすべき性能（機能、精度、信頼性など具体的に）をあわせて示してください。

2）研究開発内容（必須）

※ 申請課題で実施する研究開発内容を、目標達成のための問題点とその解決策に言及しつつ記載してください。
※ 問題点に関しては、解決できなかった場合に目標の達成が左右されることになるポイントを抽出して記載してください。
※ 解決策には、その方法により目標が達成できることが理解できるよう、現状と目標を対比して記載してください。
※ 企業に再委託等する場合は、企業における実施内容（再委託の内容）等についても記載してください。

Ⅲ．実施体制（必須）

氏名	所属機関･部署･役職	本課題において担当する内容
	××大学 大学院△△研究科 教授	例）研究責任者 例）～の分析
	株式会社　□□ ○○研究センター	例）～の試作と評価

（様式3）

積　　算　　書

研究開発費

費目		金額（千円）	主な使途
直接経費	物品費（消耗品費）	0,000	・分析用サンプル購入費 （サンプル〇〇）*,000円×**個＝**,000円 （サンプル××）*,000円×**個＝**,000円
	機械装置費（備品）（注１）	0,000	
	旅費	0,000	・研究調査・情報収集 （東京−沖縄）**,000円×#人×#回＝**0,000円 （大阪−沖縄）**,000円×#人×#回＝**0,000円
	人件費（注２）	0,000	・臨時雇上 000円×**時間××人＝**0,000円
	その他（外注費）（注３）	0,000	・ ・
	その他（その他経費）	0,000	・ ・
	小計	0,000	−−−
再委託費（注４）			
合　計		0,000	−−−

※ 各項目全て千円未満の端数が発生した場合は、切り捨てて千円単位で記載してください。

（注1） 機械装置（備品）は、理由書（任意様式）を提出してください。

（注2） 研究補助等の学生等の臨時雇上。

（注3） 研究開発に直接必要なデータ分析等の請負業務を仕様書に基づいて第三者に業務を実施させる（外注する）際の経費を記載してください。

（注4） 申請者より別の研究機関へ研究の再委託を実施するための経費です。企業への研究開発の支出がある場合は本項目で計上して下さい。

産学官金共同研究スタートアップ支援事業審査委員会設置要綱

（設置目的）
第１条　琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）は、産学官金共同研究スタートアップ支援事業（以下「本事業」という。）における産学官金共同研究スタートアップ支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）を、専門的・公正かつ客観的な観点から、本事業において支援するプロジェクトについて審議するとともに、本事業の円滑な推進を図るために設置する。

（役割）
第２条　委員会の役割は、次に掲げるものとする。
（１）本事業に係る申請書の審議に関すること。
（２）本事業に係る申請書の評価に関すること。
（３）その他、本事業の円滑な推進を図るための事項に関すること。

（構成）
第３条　委員会の委員は、次のとおりとする。
（１）機構産学官連携部門（以下「部門」という。）の長
（２）部門研究開発支援系の教員
（３）部門知的財産系の教員
（４）部門起業支援系の教員
（５）機構地域連携企画室の教員
（６）株式会社沖縄銀行から推薦された者
（７）一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会から推薦された者
２　委員の任期は事業年度末日までとする。

（委員長）
第４条　委員会には、委員長1名を置く。
２　委員長は委員会の委員の互選とする。
３　委員長は委員会を総括し、代表する。

（委員会）
第５条　委員会は、地域連携推進機構長が招集する。
２　委員会の議長は、委員長が務める。
３　委員会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）
第６条　委員会は、必要と認めた場合、専門事項に関し学識経験者、有識者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（守秘義務）
第８条　委員は、委員会において知り得た一切の情報について、他人に漏洩せず、または他人を使って漏洩させず、特許等の知的財産を取得せず、又は所属先で使用しない。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則
この要綱は、平成２８年７月２８日から施行する。
この要綱は、平成２９年７月１１日から施行する。

産学官金共同研究スタートアップ支援事業審査委員会審査委員名簿

所属	職名	氏名	備考
琉球大学地域連携推進機構 産学官連携部門 （理学部）	副機構長 部門長 （教授）	竹村　明洋	
産学官連携部門 （理学部）	研究開発支援系 （教授）	眞榮平　孝裕	
産学官連携部門 （工学部）	知的財産系 （教授）	瀬名波　出	
産学官連携部門	起業支援系 （准教授）	玉城　理	
地域連携推進機構 地域連携企画室	特命准教授	島袋　亮道	
株式会社　沖縄銀行 法人事業部	副部長	仲里　輝彦	
沖縄県中小企業診断士協会	会長	西里　喜明	

「産学官金共同研究スタートアップ支援事業」審査要領

１．審査概要

琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）では、本学の研究シーズと地域ニーズ又は企業ニーズをマッチングし、産学官連携の共同研究開発を支援することにより、地域振興・地域産業活性化に寄与するとともに本学における教育研究活動の活性化を図ることを目的として「産学官金共同研究スタートアップ支援事業」を株式会社沖縄銀行の支援を受け実施する。

本事業実施するにあたり、全学に公募を行い、本学の教員から申請のあった申請書について以下の要領によって審査・選考を行うこととする。

２．審査・選考方法

１）本機構内に審査委員会を設け審査・選考する。

２）審査委員は、学内外から招へいする。

・学内：産学官連携部門長（委員長）、産学官連携部門各系の教員、地域連携企画室の教員

・学外：沖縄銀行、民間機関（沖縄県中小企業診断士協会）とする。

３）申請書を基に書類審査とヒアリングによる審査を行う。

３．審査観点・項目

本事業は、地域又は企業のニーズ・アィディア（以下「地域・企業ニーズ等」という。）を踏まえた、本学が保有する研究成果・アイディア（以下「シーズ等」という。）に基づく産学官連携による共同研究を支援することにより、新商品や新サービス等に関する研究開発並びに新事業・新産業の創出及び地域の振興に係る事業戦略等の策定に寄与することを目的としている。また、国や沖縄県が実施する他の支援事業などへの提案に向けた、さらなるブラッシュアップを図ることを目的としていることを踏まえ、以下のとおり、審査観点・項目を設定する。

１）審査観点

①地域・企業ニーズ等に基づいて取り組むべきシーズ等を用いた研究開発の目標及び計画がより具体的かつ明確であり、妥当なものであること。

②提案のシーズ等、あるいはその活用方法等に新規性があり、優位性、有用性が認められること。

③地域、産業の発展に繋がるイノベーション（地域事業戦略等に係る調査等、シーズ開発、研究開発、ビジネスシステム構築、販路開拓等）につながる可能性があること。

④目標達成のために適切な研究計画が具体的に記載されており、かつその内容が合理的と認められること。

⑤本共同研究の実施により、さらなる研究開発に繋がることが期待されること。

⑥積算経費の妥当性

２）審査項目

① 目的の合致

② 新規性、優位性、有用性

③ 地域、産業界に繋がる可能性・波及効果

④ 計画性・積算経費の妥当性

3）審査方法

【書類審査】

① 上記の①～④の審査項目について数値的に評価する。
（非常に優れている：10 点 優れている：8 点 普通（基準点）：5 点 劣っている：3 点
非常に劣っている：1 点）※評価点については、1 点から 10 点の範囲内で評価するものとする。

② 審査員が本事業へ申請した場合には、当該の審査案件について、当該審査委員は審査・評価を行わず、他の審査員の評価平均点をもって評価点とする。

③上記①から③以外に評価に関する事項がある場合には、審査委員会において決定し審査を行うものとする。

【ヒアリング】

① 書類審査と併せてヒアリングを行い、審査委員会において採否を決定する。

② 評価点が同点の場合には、審査委員会において採択を決定する。

③ ヒアリングに審査委員が不参加の場合には、書類審査のみで評価を行うこととする。

4．審査票

審査項目		審査観点	評価点 （1 点～10 点）	意見等
申請書内容	目的の合致	地域・企業ニーズ等に基づいて取り組むべきシーズを用いた研究開発の目標及び 計画がより具体的かつ明確であり、妥当なものであること。		
	新規性・優位性・有用性	提案のシーズ、着想等、あるいはその活用方法等に新規性があり、優位性、有用性が認められること。		
	地域、産業界に繋がる可能性・波及効果	地域、業界の発展に繋がるイノベーション（地域事業戦略等に係る調査等、シーズ開発、研究開発、ビジネスシステム構築、販路開拓等）につながる可能性があること。 本研究開発の実施により、産学官共同研究開発に繋がることが期待されること。		
	計画性・積算経費の妥当性	目標達成のために適切な研究計画が具体的に記載されており、かつその内容が合理的と認められること。 本事業を実施するにあたり、積算経費が妥当であるか		
総合意見				

※評価は、非常に優れている：10 点 優れている：8 点 普通（基準点）：5 点 劣っている：3 点 非常に劣っている：1 点）

※評価点については、1 点から 10 点の範囲内で評価するものとする。

令和元年度　産学官金共同研究スタートアップ支援事業
公募スケジュール

【公募期間】約３週間

５月１５日(水)　～　５月３１日(金)　１７：００

【事前審査期間】３週間

６月３日(月)　～　６月２１日(金)　１７：００

【審査委員会＋産学官連携部門会議　開催】

６月２４日(月)　～　６月２７日(木)　のうち１日

※産学官連携部門会議構成員も審査委員となっているため
　審査委員会と併せて、採択者についての審議を行う予定

【支援期間】約９ヶ月間　※学内手続きにて開始日が前後する可能性あり

７月１日(月)　～　３月３１日(火)

※【平成 30 年度成果報告会】

６月上旬～中旬　のうち１日

【報告3】
令和元年5月10日
産学官連携部門会議　了承

学内地連第６６号
令和元年５月１５日

各部局の長　　殿

地域連携推進機構長
（公印省略）

令和元年度　琉球大学ブランド商品開発支援事業の公募について

平素より地域連携推進機構の業務運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本機構では琉球大学の名前を冠した商品開発やこれに伴う地域活性化を目的として、平成２８～３０年度に琉球大学ブランド商品開発支援事業を実施し、「琉球大学ブランド商品」として「琉球大学の泡盛」「琉球大学カレー」「サンラバー（化粧水）」「琉大精油」「チャンプルースタディ　食べて学べるシマ野菜パン＋スープセット(仮称)」「石垣島のミルクと乳酸菌 のむヨーグルト」の開発を支援してきました。

本年度も引き続き、本学の有する研究シーズ、事業アイディア、ノウハウ、ビジネスモデル、デザイン等の知的資産を活用した「琉球大学ブランド商品」の開発を支援いたします。

つきましては、貴部局教員ならびに学生へ周知方よろしくお願いします。

なお、本事業の趣旨をご理解いただき、申請を希望される場合には、公募要領に基づき、５月３１日（金）１２時までに「商品化アイディア提案書」を下記担当まで提出願います。

【担当】
地域連携推進機構
産学官連携部門　玉城
TEL：098-895-8599
E-mail：tamaki@ii-okinawa.ne.jp

令和元年度　琉球大学ブランド商品開発支援事業　公募要項

１．趣旨・目的

地域連携推進機構では琉球大学ブランド商品開発支援事業にて平成２８～３０年度､｢琉球大学ブランド商品」として「琉球大学の泡盛」「琉球大学カレー」「サンラバー（化粧水)」「琉大精油」「チャンプルースタディ　食べて学べるシマ野菜パン＋スープセット（仮称)」「石垣島のミルクと乳酸菌 のむヨーグルト」の開発を支援してきました。

本年度も引き続き、本学の有する研究シーズ、事業アイディア、ノウハウ、ビジネスモデル、デザイン等の知的資産を活用した「琉球大学ブランド商品」の開発を支援します。

２．実施内容と方法

１）内容

琉球大学の有する知的資産を活用した商品開発には「マーケット調査」「商品コンセプト策定」「商品試作」「販路開拓」等の様々な課題について対応する必要があります。このため、本機構の産学官連携部門を中心に、学外の専門家等も交え、アイディアから販売までの段階のサポート、及び商品化等の経費を支援します。（支援総額５００万円以内）

２）方法

学内の教員及び学生等を対象に琉球大学ブランド商品開発について公募・選考し、採択された提案について、支援を行います。

３．応募対象

１）本学の有する知的資産を活用した商品化アイディアを有している本学の教員及び学生等を含むチーム。

２）採択後、産学官連携部門と連携してブランド商品開発を具体的に検討・実施できる者（連携企業等）を含むこと。可能な限り販売できるレベルの商品として完成する事が望ましいです。

３）採択後、チームに参加したい学生がいる場合は受け入れる事が望ましいです。

４．応募方法

琉球大学ブランド商品開発支援　商品化アイディア提案書（別紙様式）を機構長あて提出する。提案に参考となる資料があれば添付してください。

５．重複提案

類似のテーマで他の支援事業等に提案し、本事業及び他の事業の両方から採択された場合はいずれか一つを選択してください。

６．選考

提出された提案書は､本機構にて選考します｡審査に当たりプレゼンをお願いする事があります。採択件数は２件以内を予定しています。

７．募集期間

令和元年５月１５日（水）～５月３１日（金）　１２：００

８．商品化にあたって

本事業終了後､商品等を販売する場合には｢琉球大学ブランドシリーズ｣の名称が使用できます。開発した商品名等の商標出願等については本学及び連携企業と協議の上決定します。

９．提出・問合先

地域連携推進機構　産学官連携推進部門　玉城
電話:８９５－８５９９　ＰＨＳ:０７０－５８１２－３４３８　Mail:tamaki@ii-okinawa.ne.jp

令和元年度 琉球大学ブランド商品開発支援事業

商品化アイディア提案書

1．提案者プロフィール（教員及び学生のチーム）

ﾌﾘｶﾞﾅ		所属	
氏名		職名	
経歴			
専門分野			
メンバー	＜ブランド商品開発を検討している、主なメンバーと役割をお書きください＞		

2．連携企業等

企業名		連絡先 担当者名	
事業概要			
担当分野	＜本事業で大学と連携して担当する分野等をお書きください＞		
将来展望	＜本事業で開発した商品等の活用についてお書きください＞		

3．商品化アイディア

商品名	
商品概要	
活用する 知的資産	
製品の特長	

製品化の課題	
支援を希望する事項	＜採択された場合、支援してほしい事項＞

4．開発スケジュール

月 作業項目	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
①										
②										
③										
④										
⑤										

5．予算（備品不可）

費目	概算（千円）	積算内訳	備考
①			
②			
③			
④			
⑤			
小計			
消費税（１０％）			
合計			

6．他の支援事業への提案状況

7．その他＜お気づきの点、コメント等を自由にお書きください＞

琉球大学ブランド商品開発支援事業審査委員会設置要綱

（設置目的）

第１条　琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）は、琉球大学ブランド商品開発支援事業（以下「本事業」という。）における琉球大学ブランド商品開発支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）を、専門的・公正かつ客観的な観点から、本事業において支援するプロジェクトについて審議するとともに、本事業の円滑な推進を図るために設置する。

（役割）

第２条　委員会の役割は、次に掲げるものとする。

（１）本事業に係る提案書の審議に関すること。

（２）本事業に係る提案書の評価に関すること。

（３）その他、本事業の円滑な推進を図るための事項に関すること。

（構成）

第３条　委員会の委員は、次のとおりとする。

（１）機構産学官連携部門（以下「部門」という。）の長

（２）部門研究開発支援系の教員

（３）部門知的財産系の教員

（４）部門起業支援系の教員

（５）機構地域連携企画室の教員

（６）その他、機構長が推薦する者若干名

２　委員の任期は事業年度末日までとする。

（委員長）

第４条　委員会には、委員長1名を置く。

２　委員長は委員会の委員の互選とする。

３　委員長は委員会を総括し、代表する。

（委員会）

第５条　委員会は、地域連携推進機構長が招集する。

２　委員会の議長は、委員長が務める。

３　委員会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第６条　委員会は、必要と認めた場合、専門事項に関し学識経験者、有識者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（守秘義務）
第８条　委員は、委員会において知り得た一切の情報について、他人に漏洩せず、または他人を使って漏洩させず、特許等の知的財産を取得せず、又は所属先で使用しない。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則
この要綱は、平成２８年７月２８日から施行する。
この要綱は、平成２９年６月２９日から施行する。

「琉球大学ブランド商品開発支援事業」審査要領

１．審査概要

本学において、企業との共同研究により様々な商品開発を行ってきたが、琉球大学の名前を冠した商品開発やこれに伴う地域活性化も期待されている。このため、琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）では、本学の有する研究シーズ、事業アイディア、ノウハウ、ビジネスモデル、デザイン等の知的資産を活用した「令和元年度琉球大学ブランド商品開発支援事業」を実施する。

本事業実施するにあたり、全学に公募を行い、本学の教員及び学生等から申請のあった提案書について以下の要領によって審査・選考を行うこととする。

２．審査・選考方法

１）本機構に審査委員会を設け選考する。

２）審査委員は学内外から招へいする。

①学内　産学官連携部門長、産学官連携部門の各系の教員、
　　地域連携企画室

②学外　沖縄銀行、琉球銀行、沖縄県中小企業診断士協会、沖縄 TLO

３）提出された提案書を書面にて審査・選考を行う。
必要に応じてプレゼン審査を行う。

３．審査観点・項目

本事業の趣旨（本学の有する研究シーズ、事業アイディア、ノウハウ、ビジネスモデル、デザイン等の知的資産を活用した「琉球大学ブランド商品」の開発を支援）を踏まえ、以下の通り、審査観点・項目を設定する。

１）審査観点

①琉球大学ブランドの創出

②琉球大学ブランド商品によるビジネス創出

③産学官連携の推進

２）審査項目と点数配分

①チーム構成（２０％）

・本学の教員及び学生を含むチームであるか。

・商品開発を具体的に検討・実施できる者がいるか。

②商品アイディア（２０％）

・魅力のある商品（競合、差別化、優位性等）であるか。

・市場への参入は容易か。

③知的財産（２０％）

・本学の有する研究シーズ、事業アイディア、ノウハウ、ビジネスモ

デル、デザイン等の知的資産が活用されているか。
・特許等の知財化がされているか。（見込があるか）
・琉球大学ブランドとして打ち出せるか。

④実現可能性（３０％）
・商品化に向けた課題設定は妥当か。
・連携する企業や支援機関等が探せる見込みはあるか。
・比較的短期間で商品化できるか。
・適切な予算配分になっているか。

⑤その他（１０％）
・今後、産学官連携等へ発展する可能性があるか。
・その他、評価できる点があるか。

３）審査方法

①上記の審査項目について５段階で評価する。
非常に優れている　：５点
優れている　：４点
普通（基準点）　：３点
劣っている　：２点
非常に劣っている　：１点

②評価を踏まえ審査委員の合議により順位と予算を決定する。

③評価の結果、該当する提案がない場合は再公募を行う。

５．評価シート

評価項目	評価観点	配点
①チーム構成（２０％）	・本学の教員及び学生を含むチームであるか。	5
	・商品開発を具体的に検討・実施できる者がいるか。	5
②商品アイディア（２０％）	・魅力のある商品（競合、差別化、優位性等）であるか。	5
	・市場への参入は容易か。	5
③知的財産（２０％）	・本学の有する知的資産が活用されているか。 ・特許等の知財化がされているか。（見込があるか）	5
	・琉球大学ブランドとして打ち出せるか。	5
④実現可能性（３０％）	・商品化に向けた課題設定は妥当か。（解決可能か）	5
	・連携する企業や支援機関等が探せる見込みはあるか。	5
	・比較的短期間で商品化できるか。 ・適切な予算配分になっているか。	5
⑤その他（１０％）	・今後、産学官連携等へ発展する可能性があるか。 ・その他、評価できる点があるか。	5

計：５０

令和元年度　琉球大学ブランド商品開発支援事業
公募スケジュール案

【公募期間】約３週間

５月１５日(水)　～　５月３１日(金)　１２：００

【事前審査期間】2 週間

６月３日(月)　～　６月１４日(金)　１７：００

【審査委員会＋産学官連携部門会議　開催】

６月１７日(月)　～　６月２１日(木)　のうち１日

※産学官連携部門会議構成員も審査委員となっているため
　審査委員会と併せて、採択者についての審議を行う予定

【支援期間】約９ヶ月間　※学内手続きにて開始日が前後する可能性あり

７月１日(月)　～　３月３１日(火)

地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学

平成31年4月26日
地域連携推進課作成

第1回 琉大未来共創フォーラム

Island wisdom, for the world, for the future.

【テーマ】

「芸術に生きる」ということ

講演者

大嶺（おおみね） 未来（みく）

（ ピアニスト ）

（略歴）

沖縄県出身。
東京藝術大学附属音楽高校を経て、東京藝術大学在学時に、ワルシャワ・ショパン音楽院（ポーランド）に留学。2006年同校を首席卒業。
2010年ベルリン芸術大学（ドイツ）ディプロマ課程を最優秀の成績で卒業後、2012年同大学国家演奏家資格課程修了、ドイツ国家演奏家資格取得。
2010年帰国後は東京に拠点をおき、様々なリサイタルで好評を博す。
また、トークコンサート、学校クラスコンサートを全国各地で行っている。
2014年度沖縄タイムス芸術選賞・洋楽邦楽部門にて大賞受賞。
2018年秋より朝日カルチャーセンター新宿にて「ラフマニノフ・ピアノソロ作品全曲解説」（全7回）のレクチャー＆コンサートを開講中。
現在、尚美学園大学非常勤講師、各コンクール審査員として後進の指導も行う。

日時 令和元年 6 月 16 日（日）
15:00～17:00 （14:30 開場）

会場 琉球新報ホール
（琉球新報 泉崎本社ビル3階）

フォーラム概要

- ロッキーチャレンジ賞　授与式
- 第一部　トーク　インタビュアー：岡田恵美（教育学部准教授）
- 第二部　記念リサイタル

（※当日の演奏リストについては、時間等の都合により変更となる場合がございます。予めご了承ください。）

演奏リスト

【ショパン】
- 「24の前奏曲」op.28より 第15番変ニ長調 『雨だれ』
- ノクターン第13番ハ短調　op.48-1
- ワルツ ヘ長調 op.34-3
- ドン＝ジョバンニ「お手をどうぞ」による変奏曲　変ロ長調

【ラフマニノフ】
- 「幻想小品集」op.3より　第2曲「前奏曲」嬰ハ短調
- 「楽興の時」op.16より　第3曲ロ短調　第4曲ホ短調

【クライスラー（ラフマニノフ編曲）】
- 愛の悲しみ　イ短調

入場無料

ロッキーチャレンジ賞

仲村巌氏（日産ディーゼル元社長）は「外界志向」「志」「チャレンジ精神」をキーワードに前進する人々を応援する基金を2010年に設立しました。
第10回ロッキーチャレンジ賞を大嶺氏に授与します。

下記QRコードからでもお申込いただけます。

「琉大21世紀フォーラム」は第100回の開催をもちまして、名称を「琉大未来共創フォーラム」に変更しました

お申込・お問い合わせ　：琉球大学　総合企画戦略部　地域連携推進課　産学連携推進係
【事前申込 6/13（木）まで】　TEL：098-895-8031　FAX：098-895-8185　Email：sangaku@acs.u-ryukyu.ac.jp

第1回 琉大未来共創フォーラム　ACCESS MAP　琉球新報ホール

所在地 :沖縄県那覇市泉崎1丁目10番3号　琉球新報泉崎本社ビル3階

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください

路線バスをご利用の場合

那覇空港発

- 99番線 :県庁北口バス停下車 → 徒歩 5 分

市内線

- 4・7・10番線 : 県庁北口バス停下車 → 徒歩 5 分

モノレールをご利用の場合

- 県庁前駅下車　→ 徒歩 4 分
- 旭橋駅下車　→ 徒歩 4 分

車・タクシーをご利用の場合

- 那覇空港から 約20分

※駐車場はございません
近隣のコインパーキングをご利用下さい

第1回 琉大未来共創フォーラム　参加申込書

	企業・団体名	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		

当日受付にて混雑を避けるため、事前申込みにご協力ください。
ご参加予定の企業・団体名、参加者氏名をご記載の上、6月13日（木）までに下記まで、FAXもしくはメール（sangaku@acs.u-ryukyu.ac.jp）にてお申込みください。

【個人情報について】
本フォーラム申込み等で取得した個人情報については、本学の個人情報管理規則に基づき適切に管理し、本フォーラムの参加者への案内・運営以外の目的には使用いたしません。

【報告5】
令和元年5月16日
総合企画戦略部 地域連携推進課　作成

令和元年5月17日以降 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

※前回からの追記事項は赤字

組織名	主要事項
地域連携企画室	○目的別人材育成プログラムの開発・実施（地域企業（自治体）お題解決プログラム(前学期火４限)）
	○地域協働プロジェクト推進事業（継続）の採択（機構運営会議(5/17)、役員会(6/12(予定))
	○地域連携推進機構の機能強化に向けた体制整備についての検討 （地域連携に関するワンストップ窓口機能の整理含む）
	○交流人材バンク設置に向けた検討（機能，体制，規則等）
	○地域貢献活動に関する情報収集および広報の在り方についての検討
	○包括連携協定締結に向けた検討・調整 ・沖縄県中小企業家同友会　※調整中
産学官連携部門	○沖縄県「イノベーション創出人材育成事業」の遂行
	○沖縄県「沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業」の遂行
	○産学官金スタートアップ支援事業の遂行 公募期間：令和元年5月15日～5月31日
	○琉球大学ブランド商品開発支援事業の遂行 公募期間：令和元年5月15日～5月31日
	○九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金に関する学内公募 公募期間：平成31年4月26日～5月31日
生涯学習推進部門	○公開講座・公開授業の講習料にかかる調整（継続）
	○平成３１年度公開講座・公開授業の実施に向けて講座・授業の募集
	○地域志向科目の全学必修化に向けた取組
	○地域創生副専攻の運営
	○「地域創生のための商品開発入門」（前学期火曜日４限）
	○「グローカル実践演習Ⅰ」（前学期火曜５・６限）
	○「現代沖縄の地域振興」（前学期水曜日４限）
	○ＪＴＡ寄付講義「沖縄の航空事業と地域振興」（前学期木曜日３限）
	○沖縄美ら島財団寄付講義「沖縄美ら島地域資源活用論」（前学期木曜日４限）
	○「地域創生のためのデジタルマーケティング入門」（前学期金曜日２限）
	○「キャリア関係特別講義Ⅴ」（前学期集中講義・金曜日３～５限）
	○地域共創型学生プロジェクト「ちゅらプロ」（学内公募）の遂行
	○正課外地域実践プロジェクト（学内公募）の遂行
	○地域共創による地域志向実習（久米島、宮古島、石垣、うるま、南城、宜野湾、西原）
	○第３７回ＲＣＣ事業本部会議（地域志向トライアル経費の採択）

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

（平成３１年４月１日時点）

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 （理事・副学長（地域・社会連携担当））	牛窪（うしくぼ） 潔（きよし）	１号委員	議長
2	副機構長 兼 産学官連携部門長 （副学長・副理事（産学官連携担当））	竹村（たけむら） 明洋（あきひろ）	２号委員	議長代行
3	地域連携企画室長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと） 博史（ひろふみ）	３号委員	
4	生涯学習推進部門長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと） 博史（ひろふみ）	４号委員	
5	産学官連携部門　准教授	玉城（たまき） 理（おさむ）	５号委員	専任教員
6	生涯学習推進部門　准教授	柴田（しばた） 聡史（さとし）	５号委員	専任教員
7	地域連携企画室　特命准教授	小島（こじま） 肇（はじめ）	６号委員	特命教員
8	地域連携企画室　特命准教授	島袋（しまぶくろ） 亮道（あきみち）	６号委員	特命教員
9	地域連携企画室　特命准教授	畑中（はたなか） 寛（ひろし）	６号委員	特命教員
10	産学官連携部門　教授 （工学部　教授）	瀬名波（せなは） 出（いずる）	７号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
11	産学官連携部門　教授 （理学部　教授）	眞榮平（まえひら） 孝裕（たかひろ）	７号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
12	総合企画戦略部長	新田（にった） 早苗（さなえ）	９号委員	
13	総合企画戦略部 地域連携推進課長	金城（きんじょう） 徹（とおる）	１０号委員	
14				
15				

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

平成２８年２月２３日
制　　定

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人琉球大学組織規則第１６条第２項の規定に基づき，国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　機構は，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における地域連携，産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し，地域社会における人材の育成，産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

（部門等）

第３条　前条の目的を達成するため，機構に次の室，部門，系及びセンターを置く。

(1) 地域連携企画室

(2) 産学官連携部門

ア 研究開発支援系

イ 知的財産系

ウ 起業支援系

(3) 生涯学習推進部門

ア 社会教育系

イ 地域志向教育系

２　前項１号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。

３　交流人材センターに関し必要な事項は，別に定める。

（業務）

第４条　機構においては，次に掲げる業務を行う。

(1) 地域連携企画室

ア 機構全体の統括，方向性に関すること。

イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。

ウ 機構とグローバル教育支援機構，研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。

エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。

オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。

カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。

(2) 産学官連携部門

ア 民間機関等との共同研究，受託研究その他研究開発の支援に関すること。

イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。

ウ 知的財産の創生，内容評価，特許出願，管理及び活用に関すること。

エ 知的財産の契約及び係争に関すること。

オ 知的財産の補償，表彰及び啓発普及に関すること。

カ 知的財産の技術移転に関すること。

キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。

ク その他産学官連携の推進に関すること。

(3) 生涯学習推進部門
ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
エ 地域志向教育の推進に関すること。
オ 地域人材の育成に関すること。
カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
キ その他生涯学習に関すること。

（組織）
第５条　機構に，次の各号に掲げる職員を置く。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 室長
(4) 部門長
(5) 専任教員
(6) 特命教員
(7) 併任教員
(8) コーディネーター
(9) その他の職員

（機構長）
第６条　機構に，機構長を置き，地域連携を担当する理事をもって充てる。
２　機構長は，機構の業務を掌理し，統括する。

（副機構長）
第７条　副機構長は，機構長の職を補佐するとともに，機構長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。
２　副機構長は，本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき，学長が任命する。
３　副機構長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（室長）
第８条　室長は，当該室の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。
２　室長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
３　室長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部門長）
第９条　部門長は，当該部門の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。
２　部門長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
３　部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（地域連携推進会議）
第１０条　機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため，地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

２　推進会議に関し必要な事項は，別に定める。

（地域連携推進協議会）
第１１条　機構に対する評価・助言等を行うため，地域連携推進協議会を置く。
２　地域連携推進協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（運営会議）
第１２条　機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため，地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）
第１３条　運営会議は，次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。
(1) 機構の管理運営に関すること。
(2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。
(3) 機構の事業計画に関すること。
(4) その他機構に関すること。

（運営会議の組織）
第１４条　運営会議は，次に掲げる委員で構成する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 室長
(4) 部門長
(5) 専任教員
(6) 特命教員
(7) 機構長が指名する併任教員　若干人
(8) コーディネーター
(9) 総合企画戦略部長
(10) 地域連携推進課長
(11) その他機構長が必要と認めた者
２　前項第７号及び第１１号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長）
第１５条　運営会議に議長を置き，機構長をもって充てる。
２　議長は運営会議を招集し，主宰する。
３　議長に事故があるとき又は欠けたときは，副機構長がその職務を代行する。

（議事）
第１６条　運営会議は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
３　議長が必要と認めるときは，委員以外の者を運営会議に出席させ，意見を聴くことができる。

（専門委員会）
第１７条　機構に専門的事項を審議するため，専門委員会を置くことができる。

（事務）
第１８条　機構に関する事務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（雑則）
第１９条　この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

（改廃）
第２０条　この規則の改廃は，推進会議の議を経て学長が行う。

附　則
１　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。
２　琉球大学産学官連携推進規則（平成２０年４月２２日制定）は，廃止する。
３　琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成９年３月２５日制定）は，廃止する。
４　琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成１４年６月２５日制定）は，廃止する。

附　則（平成３０年３月３０日）
この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

令和元年度第４回 地域連携推進機構運営会議 座席表

令和元年５月１７日（金）１０：００～１２：００ （本部管理棟２階 第二会議室）

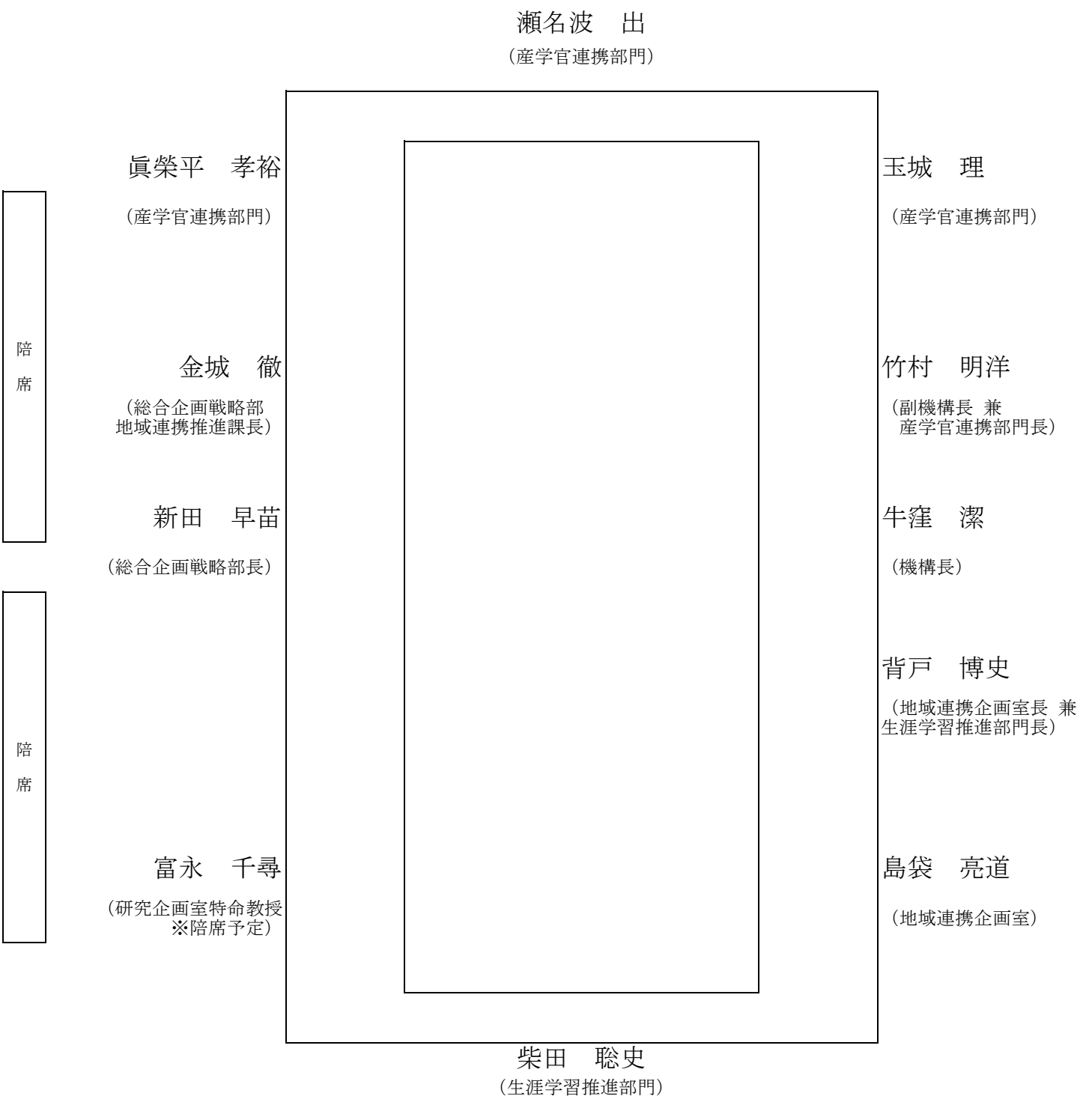

（欠席）	
小島　肇 （地域連携企画室）	畑中　寛 （地域連携企画室）